

小田原市グリーン購入推進ガイドライン



令和4年10月 策定

令和6年4月 改定

小田原市

目次

グリーン購入とは	1
ガイドラインについて	1
物品調達の手順（フロー）	2
調達目標と実施状況の管理について.....	2
グリーン購入対象品目（分類ごとの対象品目と判断基準）	3
1 紙類	4
2 文具類	5
3 オフィス家具等	11
4 画像機器等	12
5 電子計算機等	13
6 オフィス機器等	14
7 家電製品	15
8 エアコンディショナー等.....	16
9 温水器等	17
10 照明	18
11 自動車等	19
別表「車種別 ラベル基準」	20
12 消火器	21
13 制服・作業服等	22
14 インテリア・寝装寝具.....	23
15 作業手袋	24
16 その他繊維製品	25
17 災害備蓄用品	26
18 ごみ袋等	27
19 印刷（外部発注を含む。）	28

2 0	自動販売機設置	30
2 1	会議運営	31
2 2	設備	32
2 3	公共工事	33
2 4	役務	36
	ラベル等の説明	37
	参考となるホームページ	42
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	43

【別冊】設備・公共工事・役務の判断基準について

2 2	設備	1
2 3	公共工事	15
	表 1 【資材】	15
	表 2 【建設機械】	42
	表 3 【工法】	46
	表 4 【目的物】	48
2 4	役務	49

グリーン購入とは

グリーン購入とは、物品やサービスを購入する際にその必要性を考えるとともに、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することで、環境保全型の市場を拡大し、物やサービスを供給する企業に環境負荷の少ない物品の開発や環境に配慮した経営努力を促すこととなるため、循環型社会づくりにおいて重要になる。

ガイドラインについて

このガイドラインは、「小田原市グリーン購入の推進に関する基本方針」に基づき、グリーン購入に資する具体的な調達方法、調達目標、グリーン購入対象品目、判断基準などについて示したものである。物品調達の必要が生じた際は、基本方針及び本ガイドラインを参考に、グリーン購入の推進に努めること。

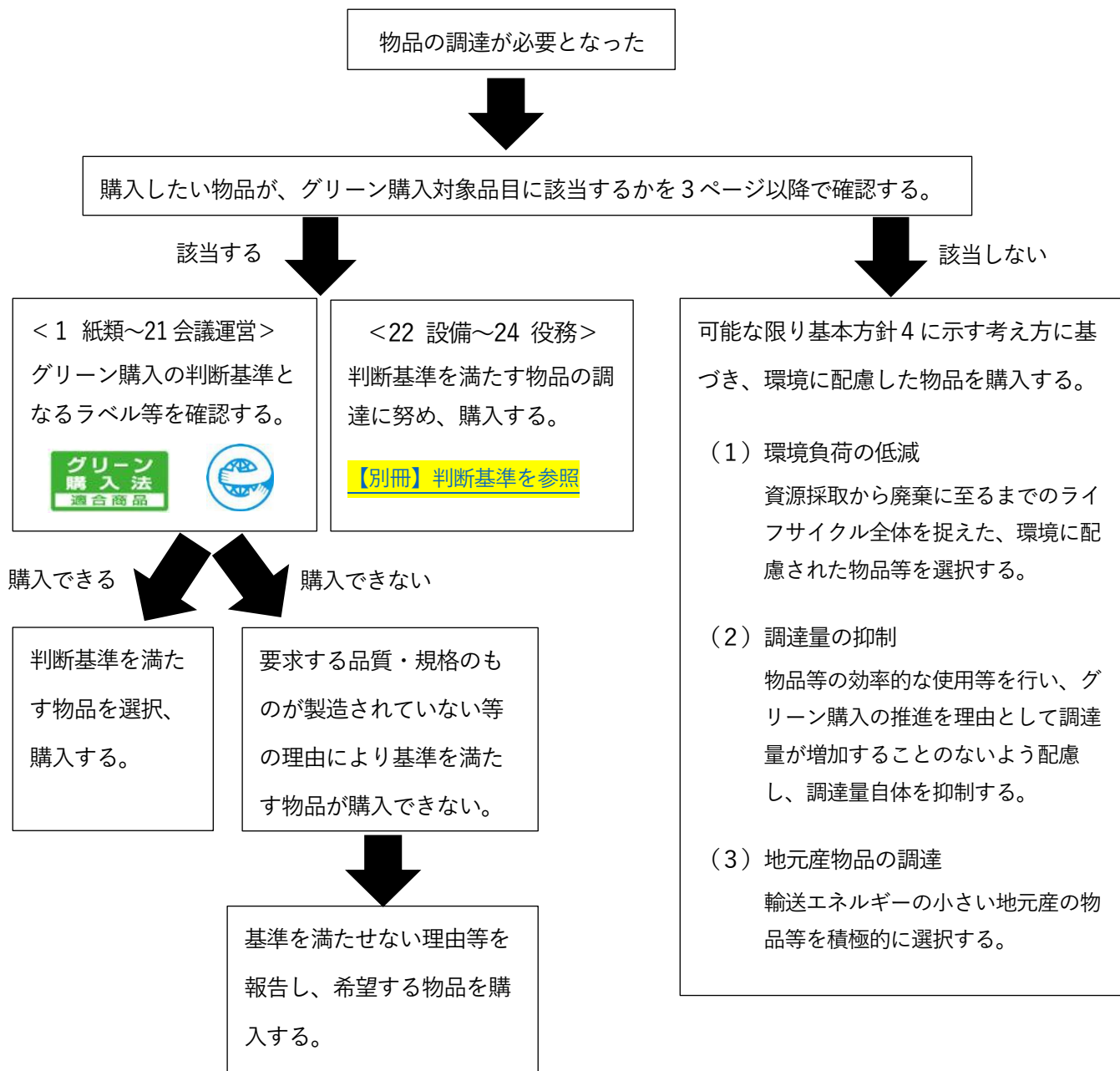
対象品目、判断基準等については、物品等の開発・普及の状況や科学的知見の充実等に応じた国の基本方針の見直しにあわせ、適宜見直しや追加を行う。

<根拠>

- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成12年5月制定）
- ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年12月変更閣議決定）
- ・「グリーン購入の調達者の手引き」（令和6年2月環境省作成）

物品調達の手順（フロー）

物品を調達しようとする際は、以下の手順を参照すること。



調達目標と実施状況の管理について

<調達目標>

グリーン購入対象品目のうち基準を満たしていないもの 0件

※「1 紙類~21 会議運営」を対象とする。「22 設備~24 役務」の調達目標への追加については、今後の実施状況を見極め、検討していく。

<実施状況の管理>

グリーン購入対象品目に示す物品（1 紙類~21 会議運営）を調達しようとする際に、判断基準を満たす物品の調達が困難な場合は、品目名、数量、購入金額、基準を満たせない理由等を、環境政策課あて報告する。※見積書もしくは納品書に、環境政策課へ報告済みであることを補記する。

グリーン購入対象品目（分類ごとの対象品目と判断基準）

【24 分類 278 品目】

分類	グリーン購入対象品目（抜粋）	ページ
1 紙類	コピー用紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー等	4
2 文具類	筆記具、印章、一般事務用品等	5
3 オフィス家具等	いす、机、収納什器、ホワイトボード等	11
4 画像機器等	コピー機、プリンタ、ファクシミリ、インクカートリッジ等	12
5 電子計算機等	パソコン、記録用メディア（CD、DVD、BD）等	13
6 オフィス機器等	シュレッダー、掛け時計、電卓、電池等	14
7 家電製品	携帯電話、冷蔵庫、テレビ、便座、電子レンジ等	15
8 エアコンディショナー等	エアコン、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ	16
9 温水器等	エコキュート、ガス温水機器、ガスこんろ等	17
10 照明	LED 照明、電球形 LED ランプ等	18
11 自動車等	普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）	19
12 消火器	消火器	21
13 制服・作業服等	制服、作業服、帽子、靴	22
14 インテリア・寝装寝具	カーテン、ブラインド、カーペット、毛布、マットレス等	23
15 作業手袋	作業手袋	24
16 その他繊維製品	テント、ブルーシート、のぼり、幕（横断幕、懸垂幕）等	25
17 災害備蓄用品	ペットボトル飲料水、アルファ化米、レトルト食品等	26
18 ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	27
19 印刷（外部発注を含む。）	紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等	28
20 自動販売機設置	飲料自動販売機設置	30
21 会議運営	会議運営	31
22 設備	太陽光発電システム、燃料電池等	32
23 公共工事	LED 道路照明、断熱サッシ等	33
24 役務	クリーニング等	36

1 紙類

用途	グリーン購入対象品目	判断基準
情報用紙	コピー用紙 PPC用紙、PPCカラー用紙、KB用紙（共用紙）等	<p>★1～5のいずれかを満たすもの</p> <p>1 グリーン購入法適合商品</p>  <p>※カタログ等により表記が異なる。</p> <p>2 エコマーク製品</p>  <p>3 「エコ商品ねっと」掲載商品</p>  <p>※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p>4 森林認証紙マーク等のある製品</p>  <p>森林認証マーク</p>  <p>間伐材マーク グリーンマーク</p> <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレットペーパー及びティッシュペーパーは古紙パルプ配合率100%のもの ・色上質紙は古紙パルプが配合されているもの
	フォーム用紙 NIP用紙等	
	インクジェットカラープリンター用塗工紙 スーパーファイン紙等	
印刷用紙	塗工されていない印刷用紙 上質紙、中質紙、プロッター用紙、マルチカード等	<p>※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p>4 森林認証紙マーク等のある製品</p>  <p>森林認証マーク</p>  <p>間伐材マーク グリーンマーク</p> <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレットペーパー及びティッシュペーパーは古紙パルプ配合率100%のもの ・色上質紙は古紙パルプが配合されているもの
	塗工されている印刷用紙 アート紙、コート紙、軽量コート紙、マット紙等	
衛生用紙	トイレットペーパー	<p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレットペーパー及びティッシュペーパーは古紙パルプ配合率100%のもの ・色上質紙は古紙パルプが配合されているもの
	ティッシュペーパー ボックスタイプ、ポケットタイプ、ピロータイプ	

【グリーン購入対象外の品目】

- ・特殊紙（トレーシングペーパー等）
- ・複写紙、感圧紙（ノーカーボン紙、裏カーボン紙等）
- ・感熱紙（レジ用、FAX用等）
- ・圧着紙（圧着はがき用紙等）
- ・耐水紙

2 文具類






用途	グリーン購入対象品目	判断基準
筆記具	シャープペンシル ノック式（ホルダー式）、回転式、 複合筆記具等	<p>★1～4のいずれかを満たすもの</p> <p>1 グリーン購入法適合商品</p> <div data-bbox="948 450 1241 562"> </div> <p>※カタログ等により表記が異なる。</p> <p>2 エコマーク製品</p> <div data-bbox="1007 725 1139 857"> </div> <p>3 「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <div data-bbox="975 981 1198 1055"> </div> <p>※グリーン購入ネットワークが運営する 「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p>4 森林認証紙マーク等のある製品</p> <div data-bbox="871 1294 1289 1697"> </div>
	シャープペンシル替芯	
	ボールペン	
	マーキングペン ・蛍光ペン、油性マーカー、水性マ ーカー、ペイントマーカー、名前 書き用、サインペン、ホワイトボ ード用、OHP用、筆ペン、万年 筆等 ・詰替用は対象外	
印章・スタンプ 台	スタンプ台 補充インキは対象外	
	朱肉 補充用朱肉・朱液は対象外	
	印章セット	
	印箱	
	公印	
	ゴム印	
図案・製図用具	定規 直線定規、三角定規、分度器等	
	一般事務用品	
トレー デスクトレー、ペントレー、カルト ン、学校引き出し等		<div data-bbox="927 1738 1082 1921"> </div> <p>PET ボトルリサイクル 推奨マーク</p>
消しゴム 砂消し等含む		

用途	グリーン購入対象品目	判断基準
一般事務用品	ステープラー（汎用型） ホッチキス等 ・10号の針を使用するハンディタイプのもの ・タッカー、電動タイプ対象外	<p>★1～4のいずれかを満たすもの</p> <p>1 グリーン購入法適合商品</p> <div data-bbox="949 398 1241 517"> </div> <p>※カタログ等により表記が異なる。</p> <p>2 エコマーク製品</p> <div data-bbox="1007 712 1145 842"> </div> <p>3 「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <div data-bbox="965 943 1189 1014"> </div> <p>※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p>4 森林認証紙マーク等のある製品</p> <div data-bbox="901 1243 1316 1388"> </div> <p>森林認証マーク 間伐材マーク</p> <div data-bbox="885 1489 1316 1680"> </div> <p>バイオマスマーク グリーンマーク</p> <div data-bbox="917 1713 1077 1904"> </div> <p>PETボトル 再利用品</p> <p>PETボトルリサイクル 推奨マーク</p>
	ステープラー（汎用型以外） ・汎用型以外と針を用いないもの ・タッカー、電動タイプは対象外	
	ステープラー針リムーバー	
	連射式クリップ（本体） ガチャック等	
	事務用修正具（テープ） 交換用カバーテープ等含む	
	事務用修正具（液状） ・補充液は対象外	
	クラフトテープ	
	布粘着テープ プラスチック製クロステープ （養生テープ）含む	
	両面粘着紙テープ	
	製本テープ ホットメルト樹脂タイプ含む	
	ブックスタンド ブックエンド、デスクラック、パンフレットスタンド等含む	
	ペンスタンド ペンホルダー等含む	
	クリップケース ゼムボックス、マグネットボックス等含む	
	はさみ ・フック、クリップは対象外	
	マグネット（玉）	
	マグネット（バー）	
テープカッター 机上用、ハンディータイプ、テープ付含む		

用途	グリーン購入対象品目	判断基準
一般事務用品	パンチ（手動）	<p>★1～4のいずれかを満たすもの</p> <p>1 グリーン購入法適合商品</p> <div data-bbox="979 376 1273 495"> </div> <p>※カタログ等により表記が異なる。</p> <p>2 エコマーク製品</p> <div data-bbox="1043 696 1177 831"> </div> <p>3 「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <div data-bbox="999 943 1222 1014"> </div> <p>※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p>4 森林認証紙マーク等のある製品</p> <div data-bbox="874 1279 1310 1715"> <p>森林認証マーク 間伐材マーク</p> <p>バイオマス グリーンマーク</p> </div> <p>バイオマスマーク グリーンマーク</p>
	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
	紙めくりクリーム	
	鉛筆削り（手動）	
	OA クリーナー ・詰替用は対象外	
	ダストブロワー （エアダスター）	
	レターケース デスクチェスト、小物キャビネット等含む	
	メディアケース 箱状のもの、ブックタイプのもの	
	マウスパッド	
	OA フィルター（枠あり）	
	丸刃式紙裁断機 ・ペーパーカッター、ディスクカッター等	
	カッターナイフ	
	カッティングマット（カッターマット）	
	デスクマット	
	OHP フィルム ・ラミネートフィルムは対象外	
絵画用品	絵筆 ・刷毛は対象外	<div data-bbox="916 1738 1066 1921"> </div> <p>PET ボトルリサイクル 推奨マーク</p>
	絵の具 ・ポスターカラー、固形状絵の具、粉末状絵の具 ・ペンキは対象外	

用途	グリーン購入対象品目	判断基準
絵画用品	墨汁、朱液	★1～4のいずれかを満たすもの
事務用のり	のり (液状、固形、テープ) (補充用を含む)	<p>1 グリーン購入法適合商品</p>  <p>※カタログ等により表記が異なる。</p>
ファイル・ バインダー類	<p>ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穴を開けてとじる各種ファイル (フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等) ・穴を開けずに閉じる各種ファイル (フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等) ・その他書類等をまとめて保管するための表紙、ケース、ホルダー類全般 	<p>2 エコマーク製品</p>  <p>3 「エコ商品ねっと」掲載商品</p>  <p>※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p>4 森林認証紙マーク等のある製品</p>  <p>森林認証マーク 間伐材マーク</p>  <p>バイオマスマーク グリーンマーク</p>
	<p>バインダー</p> <p>MPバインダー、リングバインダー等</p>	 <p>PETボトルリサイクル 推奨マーク</p>



用途	グリーン購入対象品目	判断基準
ファイル・ バインダー類	ファイリング用品 背見出し、ポケット、仕切り紙等	<p>★1～4のいずれかを満たすもの</p> <p>1 グリーン購入法適合商品</p>  <p>※カタログ等により表記が異なる。</p>
	アルバム（台紙を含む。）	
	つづりひも（綴じ紐）	
	カードケース 名刺整理箱等含む	
紙製品	事務用封筒（紙製） ・クッション材入りのものを含む ・祝儀袋等は対象外	<p>2 エコマーク製品</p> 
	窓付き封筒（紙製）	<p>3 「エコ商品ねっと」掲載商品</p>  <p>※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
	けい紙 模造紙、方眼紙、レポート用紙、セクションペーパー、ルーズリーフ、メモ帳、原稿用紙、伝票、便せん、計算用紙・集計用紙、社内用紙等	<p>4 森林認証紙マーク等のある製品</p>  <p>森林認証マーク 間伐材マーク</p>
	ノート	
	パンチラベル	
	タックラベル（主にタイトル用） 宛名用、タイトル用、OA用、タックフォームラベル等	<p>バイオマスマーク グリーンマーク</p>  <p>バイオマスマーク グリーンマーク</p>
	インデックス（主に見出し用）	
	付箋紙 ロールタイプ含む	<p>バイオマスマーク グリーンマーク</p>  <p>バイオマスマーク グリーンマーク</p>
その他	付箋フィルム ロールタイプ含む	
	黒板拭き	
	ホワイトボード用イレーザ ー 交換用は対象外	<p>バイオマスマーク グリーンマーク</p>  <p>バイオマスマーク グリーンマーク</p>
	額縁 フレーム、パネル等含む	<p>PETボトル 再利用品</p>  <p>PETボトルリサイクル 推奨マーク</p>
ごみ箱		
リサイクルボックス 多段式、連結式含む		

用途	グリーン購入対象品目	判断基準
その他	缶・ボトルつぶし機（手動）	★1～4のいずれかを満たすもの 1 グリーン購入法適合商品
	名札（机上用）（カード立て）	 ※カタログ等により表記が異なる。
	名札（衣服取付型・首下げ型）	
	鍵かけ（フックを含む）	
	チョーク	
	グラウンド用白線	
	梱包用バンド 紙ひも等	
	テープ印字機用テープ、カセット インクリボンカセットは対象外	
	2 エコマーク製品  3 「エコ商品ねっと」掲載商品  ※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品 4 森林認証紙マーク等のある製品    森林認証マーク 間伐材マーク   バイオマスマーク グリーンマーク  PETボトル再利用品 PETボトルリサイクル推奨マーク	

【グリーン購入対象外の品目】

- ・セロハンテープ
- ・メンディングテープ
- ・OPP、透明梱包テープ
- ・ラベルテープカートリッジ






3 オフィス家具等

グリーン購入対象品目	判断基準
いす	★1～6のいずれかを満たすもの
机 デスク、テーブル、カウンター作業台等含む	1 グリーン購入法適合商品 
棚 ラック、書架、物品棚、パンフレットスタンド、移動棚等含む	※カタログ等により表記が異なる。 2 エコマーク製品 
収納用什器（棚以外） システム収納、キャビネット、ロッカー、小型の収納、ワゴン等含む	3 「エコ商品ねっと」掲載商品 
ローパーティション	
コートハンガー	※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品。
傘立て	4 JOIFA グリーンマーク商品 
掲示板 展示パネル等含む	5 森林認証紙マーク等のある製品 
黒板 電子黒板、キャプチャーボード等含む	
ホワイトボード	
個室ブース	6 その他
ディスプレイスタンド	再生プラスチックまたはバイオマスプラスチックを使用しているもの

【備考】

- ・いす、机、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボードについては、木製、プラスチック製、紙製の製品が対象
- ・棚及び収納用什器については、木製、プラスチック製、紙製の製品に加え、大部分の材料が金属類である製品が対象

4 画像機器等

グリーン購入対象品目	判断基準
コピー機（複写機）	★1～5のいずれかを満たすもの
複合機	1 グリーン購入法適合商品
拡張性のあるデジタルコピー機	
プリンタ	※カタログ等により表記が異なる。
プリンタ複合機	2 エコマーク製品
ファクシミリ	
スキャナ	3 「エコ商品ねっと」掲載商品
プロジェクタ	
トナーカートリッジ <ul style="list-style-type: none"> ・トナー容器、感光体または現像ユニットのいずれか2つ以上組み合わせたもの ・回収カートリッジ、廃トナーボトル、ドラムカートリッジ、ドラムユニット、感光体ユニット、現像ユニット、定着ユニット等は対象外 	※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品 4 国際エネルギースタープログラム適合機種  国際エネルギースタープログラム（エネスタ） ※複合機、プリンタ、プリンタ複合機及びスキャナは Version3.0、コピー機、リユース機、業務用機器は Version2.0 に適合しているもの
インクカートリッジ <ul style="list-style-type: none"> ・インクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジ ・容器にインクを補充するタイプ（インク容器単体）は対象外 	5 E&Q マーク表示のある製品 

【備考】

使用済みインクカートリッジは、ごみとして捨てずに「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」など、回収ボックス等の仕組みを積極的に利用し、インクカートリッジの再資源化に努めてください。

「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」







<http://www.inksatogaeri.jp/>









5 電子計算機等

グリーン購入対象品目	判断基準
<p>電子計算機 (パーソナルコンピューター)</p> <p>・タブレットは対象外</p>	<p>★1～7のいずれかを満たすもの</p> <p>1 グリーン購入法適合商品</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">   </div> <p>※カタログ等により表記が異なる。</p>
<p>磁気ディスク装置 (ハードディスク)</p>	<p>2 エコマーク製品</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>※パソコン, ディスプレイ, 記録用メディアのみ</p> <p>3 「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
<p>ディスプレイ</p>	<p>4 国際エネルギースタープログラム適合機種</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>国際エネルギースタープログラム (エネスタ)</p> <p>※電子計算機、ディスプレイは Ver.8.0 以上に適合しているもの</p> </div> </div> <p>5 省エネラベル (緑色) 表示のある製品</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>※電子計算機、磁気ディスク装置のみ</p>
<p>記録用メディア (CD、DVD、BD)</p> <p>・容器にインクを補充するタイプ (インク容器単体) は対象外</p> <p>・ケースがスリムタイプまたはスピンドルタイプのもの</p>	<p>6 PC グリーンラベル表示のある製品</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>※パソコンのみ</p> </div> </div> <p>7 J-Moss グリーンマーク表示のある製品</p> <div style="text-align: center;">  </div>








6 オフィス機器等

グリーン購入対象品目	判断基準
シュレッダー	<p>★1～4のいずれかを満たすもの</p> <p>1 グリーン購入法適合商品</p>  <p>※カタログ等により表記が異なる。</p>
デジタル印刷機	<p>2 エコマーク製品</p> 
掛時計	<p>3 「エコ商品ねっと」掲載商品</p>  <p>※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
電子式卓上計算機（電卓）	<p>4 その他</p> <p>①【掛時計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽電池式（蓄電機能付で一次電池不要） ・太陽電池＋一次電池使用（5年以上使用可能） ・一次電池使用（5年以上使用可能） <p>②【電子式卓上計算機（電卓）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用電力の50%以上が太陽電池から供給されるもの ・再生プラスチックが40%以上又はバイオマスプラスチックが使用されている
一次電池または小型充電式電池 （単1～単4形）	<p>③【電池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次電池はアルカリ相当以上のもの（マンガン電池ではないもの） ・小型充電式電池は充電式のニッケル水素電池等 ・JISマークの表示のある製品（アルカリ・小型充電式電池のみ） 

7 家電製品

グリーン購入対象品目	判断基準										
電気冷蔵庫	<p>★1～8のいずれかを満たすもの</p> <p>1 グリーン購入法適合商品</p>  <p>※カタログ等により表記が異なる。</p>										
電気冷凍庫	<p>2 エコマーク製品</p>  <p>※テレビのみ</p>										
電気冷凍冷蔵庫	<p>3 「エコ商品ねっと」掲載商品</p>  <p>※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p>										
<p>テレビジョン受信機</p> <p>・リモコン待機時の消費電力が0.5W以下のもの</p>	<p>4 統一省エネラベル表示のある製品</p>  <p>※電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気冷蔵冷凍庫：省エネ基準達成率 100%以上</p> <p>※テレビ</p> <table border="1" data-bbox="858 1131 1375 1301"> <thead> <tr> <th>パネル種類及び画素数</th> <th>省エネ基準達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>液晶2K未満</td> <td>75%程度以上</td> </tr> <tr> <td>2K以上4K未満</td> <td>100%以上</td> </tr> <tr> <td>4K以上</td> <td>71%程度以上</td> </tr> <tr> <td>有機EL</td> <td>85%程度以上</td> </tr> </tbody> </table>	パネル種類及び画素数	省エネ基準達成率	液晶2K未満	75%程度以上	2K以上4K未満	100%以上	4K以上	71%程度以上	有機EL	85%程度以上
パネル種類及び画素数	省エネ基準達成率										
液晶2K未満	75%程度以上										
2K以上4K未満	100%以上										
4K以上	71%程度以上										
有機EL	85%程度以上										
電気便座	<p>5 省エネラベル（緑色）表示のある製品</p>  <p>※電子レンジのみ</p>										
<p>電子レンジ</p> <p>オープンレンジ含む</p> <p>・待機時消費電力0.05W以下のもの</p>	<p>6 J-Moss グリーンマーク表示のある製品</p>  <p>7 ノンフロンマーク表示のある製品</p>  <p>明日のために、ノンフロン。</p>										
<p>携帯電話</p> <p>（携帯電話、PHS、スマートフォン）</p>	<p>8 その他（携帯電話）</p> <p>省電力化、充電器の待機時消費電力の省エネ化がなされていること等に加え、端末を処分する際は回収システムを利用した適切な処理を行うよう努める。</p>  <p>モバイル・リサイクル・ネットワーク https://www.mobile-recycle.net/gaiyo/list.html</p> <p>携帯電話・PHSのリサイクルにご協力。</p>										






8 エアコンディショナー等

グリーン購入対象品目	判断基準
<p>エアコンディショナー (家庭用エアコンディショナー・ 業務用エアコンディショナー) ・除湿器、扇風機、サーキュレーター等は対象外</p>	<p>★1～4のいずれかを満たすもの</p> <p>1 グリーン購入法適合商品</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;">   </div> <p>※カタログ等により表記が異なる。</p> <p>2 「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
<p>ガスヒートポンプ式冷暖房機</p>	<p>3 J-Moss グリーンマーク表示のある製品</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>4 その他</p> <p>①【エアコンディショナー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統一省エネラベル表示のある製品 (4つ★以上のもの) ※家庭用のみ <div style="text-align: right;">  </div> <p>・冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が750以下であるもの</p>
<p>ストーブ (ガスストーブ・石油ストーブ) ・FF式暖房機 (密閉式強制対流式) ・吸排気筒等がない開放式の暖房機は対象外</p>	<p>②【ガスヒートポンプ式冷暖房機】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JISマークの表示のある製品 ・オゾン層破壊物質不使用のもの <div style="text-align: right;">  </div> <p>③【ストーブ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネラベル (緑色) 表示のある製品 <div style="text-align: right;">  </div>





9 温水器等

グリーン購入対象品目	判断基準
ヒートポンプ式電気給湯器 (エコキュート)	★1～3のいずれかを満たすもの 1 グリーン購入法適合商品 
ガス温水機器 (ハイブリッド給湯器含む)	※カタログ等により表記が異なる。 2 「エコ商品ねっと」掲載商品 
石油温水機器	※グリーン購入ネットワークが運営する 「エコ商品ねっと」掲載商品 3 省エネラベル（緑色）表示のある製品 
ガス調理機器 ガスコンロ、ガスオーブン等	※ヒートポンプ式電気給湯器(家庭用)に ついては、ノンフロンのもの

10 照明

グリーン購入対象品目	判断基準
<p>LED照明器具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吊り下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形、投光器、防犯灯 ・卓上スタンドは対象外 ・非常用の照明装置は対象外 	<p>★1～4のいずれかを満たすもの</p> <p>1 グリーン購入法適合商品</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;">   </div> <p>※カタログ等により表記が異なる。</p>
<p>LEDを光源とした内照式表示灯</p>	<p>2 エコマーク製品</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>※電球形LEDランプのみ</p> <p>3 「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
<p>電球形LEDランプ</p>	<p>4 省エネラベル（緑色）表示のある製品</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>※電球型LEDランプA形のみ</p>

1 1 自動車等

グリーン購入対象品目	判断基準
<p>自動車（リース・レンタル含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車 （乗車定員 10 人以下かつ車両総重量 3.5 t 以下の乗用車（普通自動車、小型自動車及び軽自動車） ・小型バス （乗車定員 11 人以上、車両総重量 3.5 t 以下の乗用車） ・小型貨物車 （軽貨物車、軽量貨物車、中量貨物車を総じた車両総重量 3.5 t 以下の貨物の運送の用に供する自動車） ・バス等 （乗車定員 10 人以上かつ車両総重量が 3.5 t 超の乗用自動車） ・トラック等 （車両総重量 3.5 t 超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）） ・トラクタ （車両総重量 3.5 t 超のけん引自動車（けん引自動車に限る。）） 	<p>★1～2のいずれかを満たすもの</p> <p>1 グリーン購入法適合商品</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 10px;">   </div> <p>※カタログ等により表記が異なる。</p> <p>2 その他</p> <p>①【乗用車】</p> <p>電動車等 （電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、及び水素自動車） ※電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を優先して調達する。</p> <p>②【乗用車以外】</p> <p>次世代自動車 （電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル車） ※ガソリン、ディーゼル及びLPガスを燃料として使用する車両については、電動車等を含み、次世代自動車であっても別表の燃料、低排出ガスの基準を満たす必要がある。</p> <p>③【乗用車用タイヤ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低燃費タイヤ統一マークのある製品
<p>乗用車用タイヤ</p>	<div style="text-align: center;">  </div>
<p>2 サイクルエンジン油</p>	<p>④【2サイクルエンジン油】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク製品 <div style="text-align: center;">  </div>




別表「車種別 ラベル基準」

※ガソリン車・LP ガス自動車は燃費・低排出ガスの基準を満たす必要がある。

※ディーゼル車は燃費基準のみ満たす必要がある。

		乗用車・小型バス (車両総重量 3.5 t 以下)		小型貨物車 (車両総重量 3.5 t 以下)	重量車 (車両総重量 3.5 t 超)
		乗用車 (定員 10 人以下)	小型バス (定員 11 人以上)		
燃費	2030 年度基準 70% 以上  かつ 2020 年度基準値以上 	平成 27 年度基準達成 	2022 年度基準 90% 以上	平成 27 年度基準 5% 超過 	
	平成 30 年 50% 低減、75% 低減  又は  並びに 平成 17 年 75% 低減 	平成 30 年 50% 低減、75% 低減  又は  並びに 平成 17 年 75% 低減 	平成 30 年 50% 低減、75% 低減   または 平成 17 年 75% 低減 	対象外	

1 2 消火器

グリーン購入対象品目	判断基準
<p>消火器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉末A B C消火器が対象 (A：普通火災、B：油火災、C:電気火災) ・消火薬剤の詰替用含む 	<p>★1～3のいずれかを満たすもの</p> <p>1 グリーン購入法適合商品</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 10px;">   </div> <p>※カタログ等により表記が異なる。</p> <p>2 エコマーク製品</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>3 「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid green; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>GPN掲載</p> </div> <p>※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p>





1 3 制服・作業服等

グリーン購入対象品目	判断基準
<p>制服、作業服</p> <p>・ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用した製品</p>	<p>★1～6のいずれかを満たすもの</p> <p>1 グリーン購入法適合商品</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;">   </div> <p>※カタログ等により表記が異なる。</p>
<p>帽子</p> <p>・ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用した製品</p>	<p>2 エコマーク製品</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>3 「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
<p>靴</p> <p>・ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用した製品</p>	<p>4 エコ・ユニフォームマーク表示のある製品</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>5 PET ボトルリサイクル推奨マーク表示のある製品</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生材を使用したもの ・植物由来の合成繊維を使用したもの

14 インテリア・寝装寝具

グリーン購入対象品目	判断基準
カーテン 布製ブラインド ・ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品	★1～4のいずれかを満たすもの 1 グリーン購入法適合商品  ※カタログ等により表記が異なる。
金属製ブラインド	
タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん	2 エコマーク製品  ※金属製ブラインド 織じゅうたん除く
ニードルパンチカーペット	3 「エコ商品ねっと」掲載商品  ※グリーン購入ネットワークが運営する 「エコ商品ねっと」掲載商品
毛布 ・ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品 ふとん ・ポリエステル繊維を使用した製品、または再使用した詰物を使用した製品	4 PET ボトルリサイクル推奨マーク等の表示のある製品  PET ボトルリサイクル推奨マーク
ベッドフレーム ・金属製のものは対象外 ・医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等は対象外	 フレームマーク ※ベッドフレームのみ  衛生マットレス ※マットレスのみ
マットレス ・高度医療に用いるもの等は対象外	



15 作業手袋

グリーン購入対象品目	判断基準
<p>作業手袋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要材料が繊維の製品が対象 ・革製、ゴム製等の手袋は対象外 	<p>★1～4のいずれかを満たすもの</p> <p>1 グリーン購入法適合商品</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;">   </div> <p>※カタログ等により表記が異なる。</p> <p>2 エコマーク製品</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>3 「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生材を使用したもの ・植物由来の合成繊維を使用したもの ・未利用繊維・反毛繊維を使用したもの ・漂白剤を使用していないもの

16 その他繊維製品

グリーン購入対象品目	判断基準
集会用テント	<p>★1～5のいずれかを満たすもの</p> <p>1 グリーン購入法適合商品</p>
ブルーシート	<p></p> <p>※カタログ等により表記が異なる。</p>
防球ネット	<p>2 エコマーク製品</p> <p></p>
旗 のぼり 幕（横断幕、懸垂幕）	<p>3 「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p></p> <p>※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p>
モップ	<p>4 PETボトルリサイクル推奨マークの表示のある製品</p> <p></p> <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生材を使用したもの ・植物由来の合成繊維を使用したもの ・未利用繊維・故繊維を使用したもの







17 災害備蓄用品

グリーン購入対象品目	判断基準
災害備蓄用飲料水	★1～3のいずれかを満たすもの
アルファ化米 保存パン 乾パン	1 グリーン購入法適合商品 
レトルト食品等	※カタログ等により表記が異なる。
栄養調整食品 フリーズドライ食品	2 「エコ商品ねっと」掲載商品 
非常用携帯燃料	※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品
携帯発電機	3 賞味期限が5年以上 <ul style="list-style-type: none"> ・災害備蓄用飲料水 ・アルファ化米、保存パン、乾パン ・レトルト食品
非常用携帯電源	※レトルト食品については、賞味期限が3年以上であり、容器等を回収し再利用される仕組みがある場合は対象

【備考】

飲料水・食料については、名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法及び製造社名等が記載されていること

18 ごみ袋等

グリーン購入対象品目	判断基準
<p>プラスチック製ごみ袋</p>	<p>★1～5のいずれかを満たすもの</p> <p>1 グリーン購入法適合商品</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;">   </div> <p>※カタログ等により表記が異なる。</p> <p>2 エコマーク製品</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>3 「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>※グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p>4 バイオマスプラスチックマーク表示等のある製品</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p>バイオマスプラスチックマーク バイオマスマーク</p> <p>5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生プラスチックを40%以上使用したもの ・植物等の有機資源由来のプラスチック（バイオマスプラスチック）を25%以上使用したもの

19 印刷（外部発注を含む。）

グリーン購入対象品目	判断基準
印刷物 紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等	グリーン購入法適合の用紙を使用 (冊子の表紙は除く。) ※1

※1 グリーン購入法適合の用紙

- ・印刷用紙：総合評価値 80 以上の用紙
(総合評価値…古紙パルプや古紙パルプ以外の環境に配慮された原料を使用したパルプ、白色度、坪量などの環境指標を適切に組み合わせ、総合的に数値化したもの。)
- ・フォーム (NIP) 用紙：古紙パルプ配合率 70%以上、白色度 70%以下、塗工量が両面 12g/m²以下の用紙

【配慮事項】

- ・リサイクルに適した用紙、インキ等の資材を使用
- ・印刷物へリサイクル適性を表示
- ・再生紙や環境に配慮したインキを使用している旨を文章やマークで表示

<オフセット印刷>

植物由来のインキ（植物油インキ、大豆インキ等）または、NL 規制適合インキ（化学安全性の基準をみたしたもの。）を使用

<デジタル印刷>

化学安全性の確認されたトナーまたはインキを使用

【備考】

- ・特殊紙や感熱紙等、「1 紙類」対象外の品目を使用する印刷物は対象外
- ・印刷物を発注する際は、環境に配慮するために次の点も参考にすること。
 - ①電子媒体での代用を検討する。
 - ②代用できない場合は、適切なサイズ、必要部数等を検討する。
 - ③印刷方法は、オフセット印刷のほか、デジタル（オンデマンド）印刷も検討する。
 - ④資源、エネルギーの消費や金額を抑えるため、校正の回数が少なくなるよう、完成原稿での入稿に努める。
 - ⑤仕様書に「リサイクルに適した紙・インキ・製本（・表面）加工資材を使用する」旨を記載する。
 - ⑥リサイクルに適した紙・インキ・製本（・表面）加工資材の使用を印刷業者に確認し、印刷物にその旨を記載する。（表記例：この印刷物は、リサイクルできます。）

※長期間にわたり保存・保管するなど、リサイクルを前提としない印刷物は対象外

- ⑦リサイクルを阻害する資材を使用する場合は、印刷物にその旨を記載する。

（表記例：この印刷物はリサイクルに適さない資材を使用しています。

廃棄する際は、燃せるごみとして処分してください。）

※長期間にわたり保存・保管するなど、リサイクルを前提としない印刷物は対象外

・リサイクルに適した主な印刷資材について

<リサイクルに適した紙>

普通紙…アート紙、コート紙、上質紙、中質紙、更紙

加工紙…抄色紙、ファンシーペーパー、樹脂含浸紙（水溶性のもの）等

※加工紙はリサイクルに適したものが業者に確認する。

<リサイクルに適した製本加工>

製本用針金、ホッチキス、製本用糸、EVA系ホットメルト等

<リサイクルに適した表面加工>

光沢コート（ニス引き、プレスコート）、光沢ラミネート（PP貼り）、UVコート等

<リサイクルに適したインキ類>

通常インキ…凸版インキ、平版インキ（オフセットインキ）等

特殊インキ…UVインキ、金・銀インキ等

特殊加工…OPニス

デジタル印刷インキ類…ドライトナー

※オフセット印刷の場合は、植物油インキを推奨

<リサイクルに適した異物>

粘着テープ（リサイクル対応型）

印刷物等への表記例

表記方法	表記例		
文章で表記	<p>「この印刷物は環境に配慮し、再生紙と植物油インキを使用しています。」</p> <p>「この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針の基準に従い、リサイクルに適した材料（Aランク）のみを用いて作製しています。」</p>		
マークで表記	<p>再生紙使用マーク</p>  <p>古紙パルプ配合率100%再生紙を使用</p> <p>※使用した用紙の古紙パルプ配合率に応じて数字は変わる。</p>	<p>植物油インキマーク</p> 	<p>NLマーク(化学安全性の確認されたインキ)</p> 

20 自動販売機設置

※市が直接調達する場合のみ調達目標の対象とする。

グリーン購入対象品目	判断基準
飲料自動販売機設置	<p>1 エネルギー消費効率の基準値が以下の基準を満たすこと</p> <p><缶・ボトル飲料自動販売機></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率が1,000kWh以下 ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率120%以上 <p><紙容器飲料・カップ式自動販売機></p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準100%以上 <p>2 エネルギー消費効率に加えて、以下の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンフロン機であること ・飲料容器の回収箱の設置、容器の分別回収及びリサイクルの実施

【配慮事項】

- ・環境配慮設計及びその実施状況の公表
- ・本体機器の照明にはLEDが使用されていること。
- ・特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表
- ・照明が常時消灯されていること（屋内設置の場合）
- ・使用済自動販売機の回収リサイクルシステムの保有
- ・自販機本体の年間消費電力量、省エネ基準達成率、冷媒の種類・地球温暖化係数及び封入量が自販機本体に表示されていること。また、ウェブサイトにおいて公表されていること。
- ・直射日光を避けるよう配慮されていること（屋外設置の場合）。
- ・マイカップに対応可能であること（カップ式飲料自動販売機の場合）。
- ・真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。
- ・電動車等又は低燃費・低公害車の利用や配送回数の削減等、物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。
- ・飲料容器の回収時にごみ袋を使用する場合には、ゴミ袋等のプラスチック製ごみ袋に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。
- ・簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- ・包装材等の回収及び再使用または再生利用のためのシステムがあること。

【備考】

市が委託する業者や指定管理者等が設置する場合についても、上記判断基準や配慮事項に基づいた調達に努める。

2 1 会議運営

グリーン購入対象品目	判断基準
会議運営	<ul style="list-style-type: none"> ・紙類の基準を満たす用紙の使用、適正部数の印刷、両面印刷等による紙資料の削減 ・ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物の印刷にあたっては、「19 印刷」の判断の基準を満たすこと ・紙の資料、印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと ・飲料等が提供される場合には、ワンウェイのプラスチック製品（プラカップ、ペットボトル等）及びプラスチック製容器包装を使用しないこと

【配慮事項】

- ・可能な限り既存の物品を使用すること。新規に購入する物品がグリーン購入対象品目に該当する場合は、当該品目の判断の基準を満たすこと。
- ・ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。
- ・自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、電動車又は低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。
- ・食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製品及び容器包装を使用しないこと。また、提供する飲食物の量を調整可能とすること、または、会議参加者に求められた場合に衛生上の注意事項を説明したうえで持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。
- ・会議の参加者に対し、次の取組の奨励を行うこと。
 - ① 公共交通機関の利用
 - ② クールビズ・ウォームビズ
 - ③ 筆記具等の持参

【備考】

- ・紙資料の削減、移動に係る環境負荷低減の観点から、Web会議システムを活用し、対面で会議を実施する際にもタブレット端末を活用したペーパーレス会議の実施について検討する。
- ・飲料の提供にあたっては、繰り返し利用可能なリユースカップを活用し、状況に応じて出席者にマイボトルの持参を奨励することも検討する。
- ・会議運営の判断基準及び配慮事項の主旨を踏まえ、可能な限り紙資料及び廃棄物の削減、エネルギー使用の削減に努める。

2 2 設備

判断基準は、環境省が定める「環境物品等の調達に関する基本方針」（令和4年2月）に基づき作成した「【別冊】設備・公共工事・役務の判断基準について」を参照すること。

※グリーン購入対象品目のうち、「2 2 設備～2 4 役務」については、調達目標には含めないが、積極的な調達に努めることとする。

グリーン購入対象品目	判断基準
太陽光発電システム	別冊 1 ページ
太陽熱利用システム	別冊 5 ページ
燃料電池	別冊 7 ページ
エネルギー管理システム	別冊 7 ページ
生ゴミ処理機	別冊 7 ページ
節水機器	別冊 7 ページ
給水栓	別冊 9 ページ
日射調整フィルム	別冊 1 2 ページ
低放射フィルム	別冊 1 2 ページ
テレワーク用ライセンス	別冊 1 3 ページ
Web 会議システム	別冊 1 3 ページ

2 3 公共工事

判断基準は、環境省が定める「環境物品等の調達に関する基本方針」（令和4年2月）に基づき作成した「【別冊】設備・公共工事・役務の判断基準について」を参照すること。

※グリーン購入対象品目のうち、「2 2 設備～2 4 役務」については、調達目標には含めませんが、積極的な調達に努めてください。

グリーン購入対象品目	判断基準
【資材】	別冊 1 5 ページ～
建設汚泥から再生した処理土	別冊 1 5 ページ
土工用水砕スラグ	別冊 1 5 ページ
銅スラグを用いたケーソン中詰め材	別冊 1 5 ページ
フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	別冊 1 5 ページ
地盤改良用製鋼スラグ	別冊 1 5 ページ
高炉スラグ骨材	別冊 1 5 ページ
フェロニッケルスラグ骨材	別冊 1 6 ページ
銅スラグ骨材	別冊 1 6 ページ
電気炉酸化スラグ骨材	別冊 1 6 ページ
再生加熱アスファルト混合物	別冊 1 6 ページ
鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	別冊 1 6 ページ
中温化アスファルト混合物	別冊 1 7 ページ
鉄鋼スラグ混入路盤材	別冊 1 7 ページ
再生骨材等	別冊 1 7 ページ
間伐材	別冊 1 7 ページ
高炉セメント	別冊 1 8 ページ
フライアッシュセメント	別冊 1 8 ページ
エコセメント	別冊 1 8 ページ
透水性コンクリート	別冊 1 8 ページ
鉄鋼スラグブロック	別冊 1 8 ページ
フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	別冊 1 9 ページ
下塗用塗料（重防食）	別冊 1 9 ページ
低揮発性有機溶剤型の路面表示用水性塗料	別冊 1 9 ページ
高日射反射率塗料	別冊 1 9 ページ
高日射反射率防水	別冊 1 9 ページ
再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	別冊 2 0 ページ

グリーン購入対象品目	判断基準
再生材料を用いた塗装用ブロック (プレキャスト無筋コンクリート製品)	別冊 2 1 ページ
バークたい肥	別冊 2 1 ページ
下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)	別冊 2 2 ページ
LED 道路照明	別冊 2 2 ページ
再生プラスチック製中央分離帯ブロック	別冊 2 6 ページ
セラミックタイル	別冊 2 7 ページ
断熱サッシ・ドア	別冊 2 8 ページ
製材	別冊 2 8 ページ
集成材	別冊 2 8 ページ
合板	別冊 2 8 ページ
単板積層材	別冊 2 8 ページ
直交集成版	別冊 2 8 ページ
フローリング	別冊 3 0 ページ
パーティクルボード	別冊 3 1 ページ
繊維版	別冊 3 1 ページ
木質系セメント板	別冊 3 2 ページ
木材	別冊 3 3 ページ
プラスチック再生複合材製品	別冊 3 3 ページ
ビニル系床材	別冊 3 3 ページ
断熱材	別冊 3 3 ページ
照明制御システム	別冊 3 4 ページ
変圧器	別冊 3 4 ページ
吸収冷温水器	別冊 3 5 ページ
氷蓄熱式空調機器	別冊 3 6 ページ
ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	別冊 3 8 ページ
送風機	別冊 3 8 ページ
ポンプ	別冊 3 8 ページ
排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	別冊 3 8 ページ
自動水栓	別冊 3 9 ページ
自動洗浄装置及びその組み込み小便器	別冊 3 9 ページ
大便器	別冊 3 9 ページ

グリーン購入対象品目	判断基準
再生材料を使用した型枠	別冊40ページ
合板型枠	別冊40ページ

グリーン購入対象品目	判断基準
【建設機械】	別冊42ページ～
排出ガス対策型建設機械	別冊42ページ
低騒音型建設機械	別冊44ページ
【工法】	別冊46ページ～
低品質土有効利用工法	別冊46ページ
建設汚泥再生処理工法	別冊46ページ
コンクリート塊再生処理工法	別冊46ページ
路上表層再生工法	別冊46ページ
路上再生路盤工法	別冊46ページ
伐採材又は建設発生土活用した法面緑化工法	別冊46ページ
泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	別冊46ページ
【目的物】	別冊48ページ
排水性舗装	別冊48ページ
透水性舗装	別冊48ページ
屋上緑化	別冊48ページ

2 4 役務

判断基準は、環境省が定める「環境物品等の調達に関する基本方針」（令和4年2月）に基づき作成した「【別冊】設備・公共工事・役務の判断基準について」を参照すること。

※グリーン購入対象品目のうち、「2 2 設備～2 4 役務」については、調達目標には含めませんが、積極的な調達に努めてください。

グリーン購入対象品目	判断基準
省エネルギー診断	別冊 4 9 ページ
食堂	別冊 5 0 ページ
自動車専用タイヤ更生	別冊 5 2 ページ
自動車整備	別冊 5 3 ページ
庁舎管理	別冊 5 4 ページ
植栽管理	別冊 6 6 ページ
火煙試験	別冊 6 7 ページ
清掃	別冊 6 7 ページ
タイルカーペット洗浄	別冊 7 0 ページ
機密文書処理	別冊 7 1 ページ
害虫防除	別冊 7 2 ページ
輸配送	別冊 7 2 ページ
旅客輸送（自動車）	別冊 7 6 ページ
庁舎等において営業を行う小売業務	別冊 7 9 ページ
クリーニング	別冊 8 1 ページ
引越輸送	別冊 8 2 ページ
印刷機能等提供業務	別冊 8 6 ページ

ラベル等の説明

グリーン購入の判断基準となるラベル等



<参考>

環境省 HP 「環境ラベル等データベース」




<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>

ラベル等	説明
	<p>グリーン購入法適合商品</p> <p>グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する）第6条に定められた特定調達品目およびその判断基準に合致した商品のこと。カタログや事業者により「G法適合」、「グリーン購入法適合商品」など表現方法は異なる。</p>
	<p>エコマーク</p> <p>様々な商品（製品およびサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成をはかっていくことを目的としている。</p>
	<p>グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</p> <p>グリーン購入ネットワーク（GPN）は、環境負荷の小さい製品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与するため、グリーン購入活動を促進し、グリーン購入に関する普及啓発や情報提供、調査研究などを行っている。「エコ商品ねっと」は日本最大級の環境に配慮された商品のデータベースとなっている。</p> <p>「エコ商品ねっと」 https://www.gpn.jp/econet/</p>
	<p>FSC 認証</p> <p>「FSC 森林認証制度」は世界的な森林の減少と劣化を防ぐために設立された制度。FSC 認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p>
	<p>PEFC 森林認証</p> <p>「PEFC 森林認証プログラム」は、欧米を中心として各国で定められた国・地域別の森林認証制度の相互承認を行う制度。PEFC 森林認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。</p>
	<p>間伐材マーク</p> <p>間伐材を用いた製品に表示されているマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもの。</p>

ラベル等	説明
	<p>グリーンマーク</p> <p>古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として公益財団法人古紙再生促進センターが1981年5月に制定したマーク。</p> <p>グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であることだが、トイレトペーパーとちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したもの。</p>
	<p>バイオマスマーク</p> <p>生物由来の資源（バイオマス）を利用して、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に合っている商品に表示されている。</p> <p>植物は太陽光をエネルギーとした光合成により大気中のCO₂を吸収して成長するので、植物由来原料を製品化した製品（バイオマスプラスチックや合成繊維、印刷インキ等）は燃やしても大気中のCO₂を増加させない。バイオマスマーク認定商品は安全で循環型社会の形成に貢献し、地球温暖化防止に役立っている。</p>
	<p>JOIFA グリーンマーク</p> <p>グリーン購入法に適合したオフィス家具に表示されているマーク。</p>
	<p>国際エネルギースタープログラム</p> <p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品に表示されるマーク。日本、米国のほか、EU等9か国・地域が協力して実施している国際的な制度。経済産業省が運営している。</p>
	<p>E&Q マーク</p> <p>一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会が定める環境管理基準と品質管理基準に適合しているリサイクルトナーカートリッジを識別するマーク。</p>
	<p>省エネラベリング制度</p> <p>省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示されている。</p>

ラベル等	説明
	<p>PC グリーンラベル</p> <p>環境に配慮したパソコンを購入したいという消費者の選択の目安となるよう、パソコンの設計、製造からリユース・リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取り組みを表した環境ラベル制度。適合製品を三ツ星によって格付けしており、パソコンメーカーの団体である一般社団法人パソコン 3R 推進協会が運営する制度。</p>
	<p>J-Moss グリーンマーク</p> <p>国内で販売される電気製品において化学物質の含有表示を標準化したもので、（標準化番号：JIS C 0950）このうち、特定の商品カテゴリーにおいては法令で表示が義務づけられている。</p> <p>対象となる商品カテゴリーは、PC、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機である。</p> <p>対象となる化学物質は、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルの6物質であり、含有率が基準値以下の場合には、「J-Moss グリーンマーク」を表示することができる。</p>
	<p>JIS マーク</p> <p>工業標準化法第 19 条第 20 条等に基づき国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証製造業者等）のみが、認証を受けたその包装等に表示することができるマーク。表取引の単純化のほか、製品の互換性、確保及び公共調達等に大きく寄与している。</p>
	<p>統一省エネラベル</p> <p>省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示している。☆の数が多いほど省エネ性能が高いことを示している。</p>
	<p>ノンフロンマーク</p> <p>統一省エネラベルでは、ノンフロン冷蔵庫にこのマークを表示することを定めている。</p>

ラベル等	説明
	<p>燃費基準達成ステッカー</p> <p>自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車に貼付。</p>
	<p>低排出ガス車認定</p> <p>自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度。</p>
	<p>低燃費タイヤ統一マーク</p> <p>転がり抵抗性能の等級が A 以上でウェットグリップ性能の等級が a～d の範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し、統一マークを表記して普及促進を図る。</p>
	<p>エコユニフォームマーク</p> <p>日本被覆工業組合連合会が制定したマーク。このマークは、グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェアやスクールウェア等に添付するもの。</p>
	<p>PET ボトルリサイクル推奨マーク</p> <p>使用済み PET ボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク。PET ボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体である PET ボトル協議会が運営する制度。</p>
	<p>フレームマーク</p> <p>環境と安全に配慮し、一定の環境に関連する基準を満たすベッドフレームに表示されるマーク。全日本ベッド工業会が運営する制度。</p>
	<p>衛生マットレス</p> <p>衛生マットレスは全日本ベッド工業会で定めた「マットレスの環境基準」（「ホルマリン溶出量」や「抗菌防臭加工」や厳選された材料（フェルト類は未利用繊維使用、「ウレタンフォームの発泡剤」にはオゾン層破壊の物質を含まない）などの厳しい基準）をクリアしたマットレスにのみ付けられている安心のマーク。</p>

ラベル等	説明
 <p>バイオマスプラ</p>	<p>バイオマスプラスチックマーク</p> <p>バイオマスプラスチックとは、再生可能なバイオマス（植物等）由来有機をプラスチック構成成分として所定量以上含むバイオマスプラスチック製品で、日本バイオマス協会が定める基準を満たす製品にマークと名称の使用を認めることで、消費者がバイオマスプラスチック製品を既存の化石原料由来のプラスチック製品と容易に識別可能とし、製品の普及促進を目的としている。</p>
 <p>古紙パルプ配合率100%再生紙を使用</p>  <p>古紙パルプ配合率50%再生紙を使用</p>  <p>古紙パルプ配合率40%再生紙を使用</p>	<p>再生紙使用マーク</p> <p>「3R活動推進フォーラム」の前身である「ごみ減量化推進国民会議」によって、再生紙の利用促進・普及啓発をしていくためのシンボルマークとして定められた。</p> <p>古紙パルプがどのくらい配合されているのかが一目で判るようにしたもので、申請や届出は不要で、誰でも自由に無料で使用できるが、表示の際は以下に十分注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率は製紙メーカーや印刷会社と確認のうえ、正しい数字を表示すること。 ・再生紙を使用した印刷物などに刷り込んで表示し、コーティング加工した紙など再生紙に利用できない紙や、他の素材と複合をした紙（段ボール等）に対しては使用しないこと。 ・表紙と中面で古紙パルプ配合率の違う紙を使用している場合は、両方の古紙パルプ配合率を表示すること。 ・古紙パルプ配合率を示した数値・文言、説明とあわせて表示すること。 ・マークの形は崩さないこと。ただし、文字の大きさ、色は自由。
 <p>VEGETABLE OIL INK</p>	<p>植物油インキマーク</p> <p>植物油インキマークは印刷インキ工業連合会が定めた、植物油を使用した印刷インキに表示できるマーク。植物油とは、再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油で、植物油インキとは、インキ中に含有する植物油、または植物油を原料としたエステルとの合計が、含有基準量以上のインキ。</p>
 <p>印刷インキ工業連合会</p>	<p>NL マーク</p> <p>印刷インキ工業連合会独自の自主規制。環境影響、労働安全、人の健康に対し適切でない化学物質を使用しない印刷インキに貼付できるマーク。</p>

参考となるホームページ

(○ 総合検索サイト)

- グリーン購入ネットワーク（エコ商品ねっと（日本最大級の環境情報データベース））
<https://www.gpn.jp/econet/>
- エコマーク事務局（エコマーク認定商品検索サイト）
<https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- グリーンステーション・プラス（エコマーク商品総合情報サイト）
<https://www.greenstation.net/>
- ・グリーン商品ショップ－ASKUL
<https://www.askul.co.jp/green/>
- ・全日本文具協会（グリーン購入法＜文具類＞の手引き）
<http://www.zenbunkyo.jp/>
- ・日本ファイル・バインダー協会（ファイル・バインダー選びの基礎知識）
<http://www.j-fba.jp/>
- ・一社）日本オフィス家具協会（JOIFA）（グリーン購入法の手引き [オフィス家具等]）
https://www.joifa.or.jp/pdf/green_10.pdf
- ・国際エネルギースター登録製品検索
https://www.energystar.go.jp/pub_products/
- ・省エネ型製品情報サイト
<https://seihinjyoho.go.jp/>
- ・PET ボトルリサイクル推進協議会（グリーン購入法対象商品）
<https://www.petbottle-rec.gr.jp/product/green.html>

国等による環境物品等の調達推進等に関する法律

(平成十二年五月三十一日法律第百号)

最終改正 平成二七年九月一一日法律第六六号

(目的)

第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「環境物品等」とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

- 一 再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品
 - 二 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
 - 三 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務
- 2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。
- 3 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
- 4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(国及び独立行政法人等の責務)

第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、環境物品等への需要の転換を促進する意義に関する事業者及び国民の理解を深めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民が相互に連携して環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者及び国民の責務)

第五条 事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。

(環境物品等の調達の基本方針)

第六条 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

二 国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）の調達の推進に関する基本的事項

三 その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあっては各省各庁の長、独立行政法人等にあってはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 前項の規定による各省各庁の長等との協議に当たっては、特定調達品目の判断の基準については、当該特定調達品目に該当する物品等の製造等に関する技術及び需給の動向等を勘案する必要があることにかんがみ、環境大臣が当該物品等の製造、輸入、販売等の事業を所管する大臣と共同して作成する案に基づいて、これを行うものとする。

5 環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(環境物品等の調達方針)

第七条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特定調達物品等の当該年度における調達の目標
- 二 特定調達物品等以外の当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標
- 三 その他環境物品等の調達の推進に関する事項

3 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

（調達実績の概要の公表等）

第八条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による環境大臣への通知は、独立行政法人等の長にあっては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

（環境大臣の要請）

第九条 環境大臣は、各省各庁の長等に対し、環境物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

（地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進）

第十条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県及び市町村の当該年度予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

（環境物品等の調達の推進に当たっての配慮）

第十一条 国、独立行政法人等、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、環境物品等であっても、その適正かつ合理的な使用に努めるものとし、この法律に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとする。

(環境物品等に関する情報の提供)

第十二条 物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業を行う者は、当該物品の購入者等に対し、当該物品等に係る環境への負荷の把握のため必要な情報を適切な方法により提供するように努めるものとする。

第十三条 他の事業者が製造し、輸入し若しくは販売する物品若しくは提供する役務について環境への負荷の低減に資するものである旨の認定を行い、又はこれらの物品若しくは役務に係る環境への負荷についての情報を表示すること等により環境物品等に関する情報の提供を行う者は、科学的知見を踏まえ、及び国際的取決めとの整合性に留意しつつ、環境物品等への需要の転換に資するための有効かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

(国による情報の整理等)

第十四条 国は、環境物品等への需要の転換に資するため、前二条に規定する者が行う情報の提供に関する状況について整理及び分析を行い、その結果を提供するものとする。

(経過措置)

第十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第七条、第八条及び第十条の規定は、同年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、環境物品等への需要の転換を促進する観点から、提供すべき環境物品等に関する情報の内容及び提供の方法、環境物品等に関する情報の提供を行う者の自主性を尊重しつつ適切な情報の提供を確保するための方策その他環境物品等に関する情報の提供体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

【別冊】設備・公共工事・役務の判断基準について

2.2 設備

<p>太陽光発電システム（公共・産業用）</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表1に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。</p> <p>②太陽電池モジュール及び周辺機器について、表2に示された項目について、情報が開示され、ウェブサイト等により、容易に確認できること。</p> <p>③発電電力量等が確認できるものであること。</p> <p>④太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。</p> <p>⑤パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。</p> <p>⑥太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。</p> <p>⑦太陽電池モジュールについては、表3に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が確認できること。</p> <p>⑧修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能となる設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②来庁者の多い施設等に設置するものにあつては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。</p> <p>③設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。</p> <p>④特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。</p> <p>⑤太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。</p> <p>⑥重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。</p>
--------------------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。

2 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。

$$\text{セル実効変換効率} = \text{モジュールの公称最大出力} / (\text{太陽電池セルの合計面積} \times \text{放射照度})$$

$$\text{太陽電池セルの合計面積} = 1 \text{セルの全面積} \times 1 \text{モジュールのセル数}$$

放射照度=1000W/m²

1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。

- 3 「定格負荷効率」「部分負荷効率」は JIS C 8961 に準拠して算出するものとする。
- 4 太陽電池モジュールの適格性確認試験及び形式認証については JIS C 61215-1、JIS C 61215-2、JIS C 61730-1、JIS C 61730-2 に加え、セルの形式に合わせて JIS C 61215-1-1 ~ JIS C 61215-1-4 のうち一つに準拠するものとする。
- 5 判断の基準⑧の「長期使用が可能となる設計」とは、自社の同等の性能を有する従来機種と比較して、部品・材料の耐久性の向上、消耗品や部品の交換性の向上、保守・修理の容易化等を図るための設計がなされることにより、太陽光発電システムの長期使用を促すことをいう。ただし、架台等の従来機種と比較して耐久性の向上等を確認することが困難な場合は当該評価項目を除く。なお、長期使用のための保守点検・修理、維持管理に係る範囲、体制及び内容に関する情報提供については、判断の基準②において担保すること。
- 6 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 発電量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表2の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
 - イ. 調達に当たっては、発電に係る機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては太陽光発電システムの長期使用等を踏まえつつ、架台の部分が過剰に大きくなることを避けるなど適切な設計を行うこと。
 - ウ. 太陽光発電システムの導入に当たっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあつては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。
 - エ. 調達に当たっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を設置事業者を通じ把握すること。
 - オ. 太陽光発電システムの更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化の観点から、蓄電池設備の導入について検討を行うこと。
 - カ. 太陽光発電システムによる長期安定的かつ効率的な発電が可能となるよう、適切に保守点検・修理及び維持管理を実施すること。また、必要に応じ、設備の更新について検討を行うこと。
 - キ. 使用済みの太陽光発電システムを撤去・廃棄する場合は、資源循環の観点から再使用又は再生利用に努めることとし、再使用又は再生利用できない部分については、重金属等有害物質の含有情報等を踏まえ、その性状等に応じた適正な処理を行うこと。

表 1 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

区 分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

表 2 太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示 (基準状態)	年間の推定発電電力量
		算定条件(用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等)
	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件(モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載)
		温度の影響(モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載)
周辺機器	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式等
	接続箱	形式 等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、(有の場合)回収・リサイクル方法
保守点検・修理、維持管理の要件	保守点検	範囲、体制、内容
	修理	範囲、体制、内容
	維持管理	範囲、体制、内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項(使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等) 等
	保証体制	保証履行期限 等

表 3 太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等

目的	評価項目	事前評価方法等
減量化・共通化	減量化	モジュールに使用する原材料を削減するため、質量を評価していること。
	部品の削減	モジュールに使用されている部品の点数・種類を評価

		していること。
	部品の共通化	他機種と共通化している部品の割合を評価していること。
再生資源の使用	再生資源の使用	モジュールに使用されている部品のうち、再生資源を使用した部品の割合を評価していること。
長期使用	耐久性の向上	モジュールの信頼性試験結果を評価していること。
	耐汚染性の向上	モジュールの表面の耐汚染性を評価していること。
撤去の容易性	撤去作業の容易性	使用済みモジュールの撤去が容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
再生資源等の活用	リサイクル可能率の向上	モジュール全体質量のうち、リサイクル可能な部品や材料の質量の比率を評価していること。
解体・分別処理の容易化	フレーム解体の容易性	分別処理のために、モジュールのフレームの解体が容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
	フレーム解体で取り外すネジの数量・種類の削減	フレーム解体時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	フレーム解体のための情報提供	フレームを取り外す際に、フレームの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	端子箱解体の容易性	端子ボックスのモジュールからの取外しが容易な構造となっているか（取外しに要する時間）を評価していること。
	端子箱解体で取り外すネジの数量・種類の削減	端子ボックスの取外し時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	端子箱解体のための情報提供	端子箱を取り外す際に、端子ボックスの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
環境保全性	環境負荷物質等の減量化	モジュールに含まれる環境負荷物質、適正処理・リサイクル処理に当たって負荷要因となる原材料の質量を評価していること。
情報の提供	使用、保守点検、安全性に関する情報提供	使用上の注意、故障診断及びその措置、保守点検・修理、安全性等に関する情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報提供	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
ライフサイクルの各段階における環境負荷低減	ライフサイクルアセスメントの実施	資源採取、製造段階、使用段階、撤去、解体、適正処理・リサイクルまでの一連のライフサイクルの各段階における環境負荷を定量的に評価していること。

<p>太陽熱利用システム（公共・産業用）</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①日集熱効率が次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 基準値 1 は、表 1 の基準値 1 の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。</p> <p>イ. 基準値 2 は、表 1 の基準値 2 の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。</p> <p>②集熱器及び周辺機器について、表 2 に示された項目が、ウェブサイト等により、容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。</p> <p>③設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。</p> <p>④外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。</p> <p>⑤重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。</p>
--------------------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。

2 「日集熱効率」とは、集熱器の 1 日の単位面積当たりの集熱量（集熱媒体平均温度から、周囲温度を差し引いた値が 10K かつ日射量が 20,000kJ/(㎡・日)であるときの値を JIS A 4112 に準拠して算出したもの）を、集熱器総面積に入射する単位面積当たりの太陽放射エネルギー又はソーラーシミュレーターによって受けるエネルギーの 1 日の積分値で除した値をいう。

3 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表 2 の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。

イ. 調達に当たっては、集熱に係る機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。

ウ. 太陽熱利用システムの導入に当たっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した

設計を行うこと。

- エ. 調達に当たっては、設置事業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を設置事業者を通じ把握すること。

表 1 集熱器に係る日集熱効率の基準

集熱器の区分		日集熱効率	
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	基準値 1	基準値 2
液体	平板形透過体付き	60%以上	40%以上
	真空ガラス管形	50%以上	40%以上
空気	平板形	透過体付き	40%以上
		透過体なし	—
太陽光発電機能付き	—	—	10%以上

備考) 空気集熱式の集熱器であって平板形透過体なしのもの及び太陽光発電機能付き集熱器に係る判断の基準は基準値 2 のみとする。

表 2 太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量
		算定条件（用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損失等）
	集熱量が判断の基準①を満たさない条件及び要因	影の影響、日射条件（集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の上がり方の対応について、具体的に記載）
		温度の影響（集熱器の温度と集熱効率の上がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載）
その他（配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載）		
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項（使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等） 等
	保守点検	保守点検の条件（点検の頻度等） 等
	保証体制	保証条件（修理・交換の対応範囲、内容）、保証履行期限 等

燃料電池	<p>【判断の基準】</p> <p>○商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
エネルギー管理システム	<p>【判断の基準】</p> <p>○建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。</p>
生ゴミ処理機	<p>【判断の基準】</p> <p>○バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。</p>

節水機器	<p>【判断の基準】</p> <p><共通事項></p> <p>①電気を使用しないこと。</p> <p>②吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p> <p><個別事項></p> <p>①節水コマにあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. ハンドルを 120° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に</p>
------	---

	<p>比べ 20%を超え 70%以下の吐水流量であること。</p> <p>イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。</p> <p>②定流量弁にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は 8L/分以下であること。</p> <p>イ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p> <p>ウ. 定流量弁 1 個は、水栓 1 個に対応していること。</p> <p>③泡沫キャップにあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。</p> <p>イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において 5L/分以上の吐水流量であること。</p> <p>④流量調整弁にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の 80%以下であること。</p> <p>イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。</p> <p>ウ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①取替用のコマにあつては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。</p> <p>②使用用途における従前どおりの使用感であること。</p>
--	---

備考) 1 「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。

2 本項の判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径 13 の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。また、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えるものであること。

3 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものをいう。

- 4 本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁とする。
- 5 本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアを混入することにより、節水が図れるキャップとする。
- 6 「流量調整弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものであって、止水栓より吐水口側に設置することにより節水が図れる弁をいう。
- 7 判断の基準<個別事項>①の吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。

表 流量調整弁に係る機器設置場所別の吐水流量

機器設置場所	吐水流量
洗面所	5L/分
台所・調理場	5L/分
シャワー	8L/分

給水栓	<p>【判断の基準】</p> <p>①節水コマ内蔵水栓にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. ハンドルを 120° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 20%を超え 70%以下の吐水流量であること。</p> <p>イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ 70%以上の吐水流量であること。</p> <p>ウ. 電気を使用しないこと。</p> <p>②定流量弁内蔵水栓にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は 8L/分以下であること。</p> <p>イ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p> <p>ウ. 電気を使用しないこと。</p> <p>③泡沫機能付水栓にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 水圧 0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の 80%以下であること。</p> <p>イ. 水圧 0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において 5L/分以上の吐水流量であること。</p>
-----	---

	<p>ウ. 電気を使用しないこと。</p> <p>④時間止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 設定した時間に達すると自動的に止水すること。</p> <p>イ. 次の性能を有していること。</p> <p style="text-align: center;"> (設定時間－実時間) / 設定時間 ≤ 0.05</p> <p>⑤定量止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 次の性能を有していること。</p> <p style="text-align: center;"> (設定吐水量－実吐水量) / 設定吐水量 ≤ 0.2</p> <p>イ. 電気を使用しないこと。</p> <p>⑥自動水栓（自己発電機構付）にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。</p> <p>また、止水までの時間は2秒以内であること。</p> <p>イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。</p> <p>ウ. 単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。</p> <p>⑦自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。</p> <p>また、止水までの時間は2秒以内であること。</p> <p>イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。</p> <p>⑧手元止水機構を有する水栓にあっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 吐水切替機能、流量及び温度の調節機能から独立して吐水及び止水操作ができる機構を有していること。</p> <p>イ. ボタンやセンサーなどのスイッチによって使用者の操作範囲内で吐水及び止水操作だけができること。</p> <p>⑨小流量吐水機構を有する水栓にあっては、吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 流水中に空気を混入させる構造を持たないものには、0.6N以上であること。</p> <p>イ. 流水中に空気を混入させる構造を持つものには、0.55N以上であること。</p> <p>⑩水優先吐水機構を有する水栓にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の</p>
--	---

	<p>胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造であること。</p> <p>イ. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平で、かつ、レバーハンドルが水平から上方45°までの角度で湯が吐出しない構造であること。</p> <p>ウ. 湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--	--

- 備考) 1 「節水コマ内蔵水栓」とは、給水栓において、節水を目的として製作されたコマを内蔵した水栓をいう。普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
- 2 「定流量弁内蔵水栓」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものを内蔵した水栓をいう。
- 3 「泡沫機能付水栓」とは、水流にエアを混入することにより、節水が図れる水栓をいう。
- 4 「時間止め水栓」とは、設定した時間に達すると自動的に止水する水栓をいう。
- 5 「定量止め水栓」とは、浴槽などへの貯水及び貯湯に用い、ハンドルで設定した所定の水量で自動的に止水する水栓をいう。
- 6 「自動水栓」とは、光電式などのセンサー、電磁弁などを組み込み、自動的に開閉する給水栓をいう。なお、水用と湯用があり、また、自己発電機構により作動するものと AC100Vの電源又は乾電池を使用するものがある。
- 7 「節湯水栓」とは、サーモスタット湯水混合水栓（あらかじめ温度調整ハンドルによって吐水温度を設定することにより、湯水の圧力及び温度変動などがあつた場合でも、湯水の混合量を自動的に調整し、設定温度の混合水を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓）、ミキシング湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水温度の調整ができる湯水混合水栓）又はシングル湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水、止水、吐水流量及び吐水温度の調節ができる湯水混合水栓）であつて、流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にあり湯の使用量を削減できる水栓をいい、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、又は水優先吐水機構を有する水栓などの型式を総称するもの。
- 8 「手元止水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓であつて、使用者の操作範囲内で吐水及び止水ができる水栓（シャワー一部を含む。）をいう。
- 9 「小流量吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓又は浴室シャ

ワーバス水栓において小流量吐水性能を持つ水栓（シャワー部を含む。）をいう。

- 10 「水優先吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓及び洗面水栓において、意図しない操作による湯の使用を削減する水栓をいう。
- 11 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。
- 12 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061 の定量止水性能試験に準ずるものとする。
- 13 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。
- 14 調達する各機関は、湯用の自動水栓の調達に当たって、水道直圧式（瞬間式）のガス給湯器・石油給湯器では湯側流量が着火流量に満たない可能性があることに十分留意すること。

<p>日射調整フィルム</p> <p>低放射フィルム</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①日射調整フィルムにあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。</p> <p>イ. 熱貫流率は$5.9\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$未満であること。</p> <p>②低放射フィルムにあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 可視光線透過率は60%以上であること。</p> <p>イ. 熱貫流率は$4.8\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$以下であること。</p> <p>③日射調整性能及び低放射性能について、適切な耐候性が確認されていること。</p> <p>④貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。</p> <p>⑤上記①、③及び④並びに②、③及び④について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>⑥フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○遮蔽係数が可能な限り低いものであること。</p>
--------------------------------	--

- 備考) 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであつて、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
- 2 「低放射フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであつて、断熱機能を持ったフィルムをいう。
- 3 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759による。
- 4 判断の基準①アにおいて、可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数は0.8未満とする。
- 5 日射調整性能及び低放射性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759に規定された耐候性試験において1,000時間の試験を実施し、日射調整性能については、遮蔽係数の変化が判

断の基準①アに示されたものから±0.10の範囲であること、また、低放射性能については、熱還流率の変化が判断の基準②イに示されたものから±0.40W/(m²・K)の範囲であること。

6 「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。併せて、年間を通じた環境負荷に関する情報を開示すること。

7 調達を行う各機関は、次の事項に留意すること。

ア. ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム1・2級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる技能を有する者による施工について検討を行うこと。

イ. 電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。

ウ. 著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。

エ. 照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

テレワーク用ライセンス	<p>【判断の基準】</p> <p>○インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○テレワークの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。</p>
-------------	---

備考) 1 「テレワーク」とは、情報通信技術を活用した、場所と時間に捕らわれない柔軟な働き方をいう。

2 テレワークの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、事務所等において使用するエネルギー等に対し、増加が見込まれる環境負荷としては家庭や拠点施設において使用するエネルギー等があげられ、これらの増減を比較して、環境負荷低減効果を算定することが望ましい。

Web 会議システム	<p>【判断の基準】</p> <p>①インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること。</p> <p>②他の機関と相互に利用可能な会議システムであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①Web会議システムの導入前後における環境負荷低減効果が確認できること。</p>
------------	---

②オンライン名刺交換機能が導入できること。

備考) 1 「Web 会議システム」とは、テレワークを行っている職員であってもその他の職員と遜色なく業務を遂行できるよう、当該機関等で行われる会議への遠隔参加が可能となるシステムをいう。

2 Web 会議システムの導入により削減が期待される環境負荷としては、移動に伴うエネルギー、紙資源の削減（ペーパーレス化）等があげられる。

23 公共工事

表1【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	<p>【判断の基準】</p> <p>①建設汚泥から再生された処理土であること。</p> <p>②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）及び「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）を満たすこと。</p>
	土工用水砕スラグ	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	<p>【判断の基準】</p> <p>○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。</p>
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	<p>【判断の基準】</p> <p>○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。</p>
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	<p>【判断の基準】</p> <p>○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。</p>

		<p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
--	--	---

備考)「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。</p>
--------------	--------------	---

備考)「フェロニッケルスラグ骨材」については、JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	銅スラグ骨材	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。</p>
--------------	--------	---

備考)「銅スラグ骨材」については、JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	<p>【判断の基準】</p> <p>○天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>
--------------	------------	---

備考)「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材)に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	<p>【判断の基準】</p> <p>○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。</p>
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	<p>【判断の基準】</p> <p>○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p>

		○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
--	--	-------------------------------

備考)「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物	中温化アスファルト混合物	【判断の基準】 ○加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。
-----------	--------------	--

備考)「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基層材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。

路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	【判断の基準】 ○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
-----	------------	---

備考)「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) に適合する資材は、本基準を満たす。

路盤材	再生骨材等	【判断の基準】 ○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 ①間伐材 (林地残材・小径木等の再生資源を含む。) であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 ②林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 ○林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

備考) 間伐材の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン (平成18年2月18日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。

混合セメント	高炉セメント	【判断の基準】 ○高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。
--------	--------	--

備考)「高炉セメント」については、JIS R 5211 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

混合セメント	フライアッシュセメント	【判断の基準】 ○フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。
--------	-------------	---

備考)「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

セメント	エコセメント	【判断の基準】 ○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。
------	--------	---

備考) 1 「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。

2 「エコセメント」については、JIS R 5214 に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	【判断の基準】 ○透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。
------------------	-----------	--

備考) 1 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。

2 「透水性コンクリート」については、JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書 B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様 B-1 平板) で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。

鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	【判断の基準】 ○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で 50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。 別表
		種 類
		転炉スラグ (銑鉄予備処理スラグを含む)
		電気炉酸化スラグ

		【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	【判断の基準】 ○吹付けコンクリートであって、1m ³ 当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。
塗料	下塗用塗料（重防食）	【判断の基準】 ○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	【判断の基準】 ○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合）が5%以下であること。
	高日射反射率塗料	【判断の基準】 ①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。
- 2 近赤外波長域日射反射率、明度L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675による。
- 3 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675に適合する資材は、本基準を満たす。

表 近赤外波長域日射反射率

明度L*値	近赤外波長域日射反射率（%）
40.0以下	40.0
40.0を超え80.0未満	明度L*値の値
80.0以上	80.0

防水	高日射反射率 防水	【判断の基準】 ○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。
----	--------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
- 2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602に準じる。

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="598 1108 1369 1995"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="14">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。）</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	建材廃材	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																					
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																					
無機珪砂（キラ）																						
鉄鋼スラグ																						
非鉄スラグ																						
鋳物砂																						
陶磁器屑																						
石炭灰																						
建材廃材																						
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く。）																						
製紙スラッジ																						
アルミスラッジ																						
磨き砂汚泥																						
石材屑																						
都市ごみ焼却灰		溶融スラグ化																				
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																					

		<table border="1"> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず 対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </table>	上水道汚泥	前処理方法によらず 対象	湖沼等の汚泥	
上水道汚泥	前処理方法によらず 対象					
湖沼等の汚泥						
再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td>再生材料の原料となるものの分類区分</td> <td>前処理方法</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td rowspan="2">溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> </tr> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法					
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化					
下水道汚泥						

備考) 判断の基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

園芸資材	バークたい肥	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・ 炭素窒素比〔C/N比〕 35以下 ・ 陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上 ・ pH 5.5～7.5 ・ 水分 55～65% ・ 幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない
------	--------	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・窒素全量 [N] (現物) 0.5%以上 ・りん酸全量 [P₂O₅] (現物) 0.2%以上 ・加里全量 [K₂O] (現物) 0.1%以上
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)	<p>【判断の基準】</p> <p>○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比 (脱水汚泥ベース) 25%以上使用し、かつ、無機質の土壤改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率 (乾物) 35%以上 ・炭素窒素比 [C/N比] 20以下 ・pH 8.5以下 ・水分 50%以下 ・窒素全量 [N] (現物) 0.8%以上 ・りん酸全量 [P₂O₅] (現物) 1.0%以上 ・アルカリ分 (現物) 15%以下 (ただし、土壤の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。)

- 備考) 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壤改良資材として使用される場合も含む。
2 肥料取締法 (昭和 25 年法律第 127 号) 第 3 条及び第 25 条ただし書の規定に基づく「普通肥料の公定規格」 (昭和 61 年農林水産省告示第 284 号) に適合するもの。

道路照明	LED 道路照明	<p>【判断の基準】</p> <p>○LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①道路照明器具 (連続照明、歩道照明、局部照明) である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 標準皮相電力が表 1 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。 イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。 ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。 <p>②トンネル照明器具 (基本照明) である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 標準皮相電力が表 2 に示された設計条件タイプごとの値以下であること。
------	----------	---

		<p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。</p> <p>③トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表3に示された種別ごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。</p>
--	--	---

備考) 1 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測定方法）及び JIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法—第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式のLEDモジュールの寿命及び同一形式のLEDモジュール用制御装置の寿命の残存率が50%となる時間の平均値をいう。

なお、「LEDモジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させたLEDモジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値（LEDモジュールの規定光束）の80%未満になった時点（不点灯とみなす）までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LEDモジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LEDモジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表1 道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
連続照明	a	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	125 VA
	b	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し	
	c	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道有り	
	d	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 歩道無し	180 VA
	e	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ² 高規格	175 VA
	f	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	95 VA
	g	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し	
	h	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道有り	125 VA
	i	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 歩道無し	
	j	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ² 高規格	120 VA
	k	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道有り	70 VA
	l	平均路面輝度 0.5 cd/m ² 歩道無し	
歩道照明	—	平均路面照度 5 lx	20 VA
	—	平均路面照度 10 lx	40 VA
局部照	m	十字路 (2車線×2車線) 20 lx	160 VA
	n	十字路 (2車線×2車線) 15 lx	125 VA
	o	十字路 (2車線×2車線) 10 lx	95 VA

p	十字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
		交差点隅切り部用	120 VA
q	十字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
		交差点隅切り部用	95 VA
q'	十字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70 VA
		交差点隅切り部用	70 VA
r	十字路 (4車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
		交差点隅切り部用	120 VA
s	十字路 (4車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
		交差点隅切り部用	95 VA
t	十字路 (6車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
		交差点隅切り部用	120 VA
u	十字路 (6車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
		交差点隅切り部用	95 VA
—	T字路 (2車線×2車線) 20 lx		95 VA
—	T字路 (2車線×2車線) 15 lx		70 VA
—	T字路 (2車線×2車線) 10 lx		70 VA
—	T字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
		交差点隅切り部用	120 VA
—	T字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
		交差点隅切り部用	95 VA
—	T字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70 VA
		交差点隅切り部用	70 VA
—	Y字路 (4車線×2車線) 20 lx		125 VA
—	Y字路 (4車線×2車線) 15 lx		95 VA
—	Y字路 (4車線×2車線) 10 lx		70 VA
v	歩行者の背景を照明する方式 20 lx		180 VA
—	歩行者の背景を照明する方式 10 lx		95 VA
w	歩行者の自身を照明する方式 20 lx		180 VA
—	歩行者の自身を照明する方式 10 lx		95 VA

備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン (案) (平成 27 年 3 月 国土交通省)」による。

2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

3 電球色 LED を用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の 1.2 倍の値を標準とする。

表2 トンネル照明器具 (基本照明) の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
一般国道等 車道幅員 6~7m (歩道有りの断面含む)	x (1/2 低減)	設計速度 40(km/h) 2車線 0.75(cd/m ²) 千鳥	40 VA
	z (1/2 低減)	設計速度 50(km/h) 2車線 0.95(cd/m ²) 千鳥	50 VA
	bb (1/2 低減)	設計速度 60(km/h) 2車線 1.15(cd/m ²) 千鳥	65 VA

	x	設計速度 40 (km/h) 2 車線 1.5 (cd/m ²) 千鳥	65 VA
	y	設計速度 40 (km/h) 2 車線 1.5 (cd/m ²) 向合せ	40 VA
	z	設計速度 50 (km/h) 2 車線 1.9 (cd/m ²) 千鳥	75 VA
	aa	設計速度 50 (km/h) 2 車線 1.9 (cd/m ²) 向合せ	50 VA
	bb	設計速度 60 (km/h) 2 車線 2.3 (cd/m ²) 千鳥	95 VA
	cc	設計速度 60 (km/h) 2 車線 2.3 (cd/m ²) 向合せ	65 VA
高速自動車国道等	dd	設計速度 70 (km/h) 2 車線 3.2 (cd/m ²) 千鳥	95 VA
	ee	設計速度 70 (km/h) 2 車線 3.2 (cd/m ²) 向合せ	65 VA
	ff	設計速度 80 (km/h) 2 車線 4.5 (cd/m ²) 千鳥	125 VA
	gg	設計速度 80 (km/h) 2 車線 4.5 (cd/m ²) 向合せ	95 VA

備考) 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成 27 年 3 月 国土交通省)」による。

2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表 3 トンネル照明器具(入口照明)の標準皮相電力

種 別	標準皮相電力
NH 70W 相当	50 VA
NH 110W 相当	75 VA
NH 150W 相当	105 VA
NH 180W 相当	160 VA
NH 220W 相当	205 VA
NH 270W 相当	250 VA
NH 360W 相当	290 VA

備考) 「種別」は高圧ナトリウムランプ相当の LED トンネル照明器具をさす。

中央分離帯 ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生プラスチックが原材料の重量比で70%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。 ②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p>
---------------	--------------------	---

備考) 1 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

2 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401（再生プラスチック製中央分離帯ブロック）に適合する資材は、本基準を満たす。

<p>タイル</p>	<p>セラミックタイル</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="603 1108 1364 1982"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土</td> <td rowspan="15">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>無機珪砂（キラ）</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼スラグ</td> </tr> <tr> <td>非鉄スラグ</td> </tr> <tr> <td>鋳物砂</td> </tr> <tr> <td>陶磁器屑</td> </tr> <tr> <td>石炭灰</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>建材廃材</td> </tr> <tr> <td>廃ゴム</td> </tr> <tr> <td>廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）</td> </tr> <tr> <td>製紙スラッジ</td> </tr> <tr> <td>アルミスラッジ</td> </tr> <tr> <td>磨き砂汚泥</td> </tr> <tr> <td>石材屑</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は熔融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象	無機珪砂（キラ）	鉄鋼スラグ	非鉄スラグ	鋳物砂	陶磁器屑	石炭灰	廃プラスチック	建材廃材	廃ゴム	廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）	製紙スラッジ	アルミスラッジ	磨き砂汚泥	石材屑	都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																										
採石及び窯業廃土	前処理方法によらず対象																										
無機珪砂（キラ）																											
鉄鋼スラグ																											
非鉄スラグ																											
鋳物砂																											
陶磁器屑																											
石炭灰																											
廃プラスチック																											
建材廃材																											
廃ゴム																											
廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）																											
製紙スラッジ																											
アルミスラッジ																											
磨き砂汚泥																											
石材屑																											
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化																										
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化																										
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																										
湖沼等の汚泥																											

建具	断熱サッシ・ ドア	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>①複層ガラスを用いたサッシであること。</p> <p>②二重サッシであること。</p> <p>③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。</p> <p>②エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>
----	--------------	--

備考)「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成26年経済産業省告示第234号)、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成26年経済産業省告示第235号)による。

製材等	製材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。</p>
	集成材 合板 単板積層材 直交集成板	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外</p>

		<p>の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>
--	--	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。

2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

4 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月18日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

フローリング	フローリング	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>④居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材（基材に木材を使用しない場合に限る。）である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>
--------	--------	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。

2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。

4 フローリングの原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。

ア. 基材に木材を使用したものにあつては、木材関連事業者は、当該木材についてはクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月18日）」に準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

イ. 上記ア以外の物品にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都

道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年 1 回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

- 5 判断の基準③にある「基材に木材を使用した場合」及び、配慮事項①にある「(基材に木材を使用しない場合に限る。）」、備考 4 のアにある「基材に木材を使用したもの」の木材とはクリーンウッド法の対象となるものを示す。

<p>再生木質 ボード</p>	<p>パーティクル ボード</p> <p>繊維板</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せず、重量比配合率を計算することができるものとする。）。</p> <p>②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源、間伐材である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>
---------------------	----------------------------------	---

木質系セメント板	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>
----------	--

備考) 1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460による。

2 パーティクルボード、繊維板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月18日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

3 木質セメント板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。

4 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908

及び A 5905 で規定される F☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品	<p>【判断の基準】</p> <p>①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。</p> <p>②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。</p> <p>③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。</p>
----------------	------------------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準①②及び③については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。
- 3 判断の基準①③及び④については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2 リサイクル材料等の含有率区分 R60, R70, R80 及び R90 は本基準を満たす。

ビニル系床材	ビニル系床材	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。</p>
--------	--------	---

備考) JIS A 5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号 KS に該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。</p> <p>①フロン類が使用されていないこと。</p> <p>②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。</p>
-----	-----	--

		<p>【配慮事項】</p> <p>○押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材、ロックウール断熱材、硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種及び硬質ウレタンフォーム断熱材 3 種については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>
--	--	---

- 備考) 1 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- 2 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 270 号）による。
- 3 「硬質ウレタンフォーム断熱材 2 種」、「硬質ウレタンフォーム断熱材 3 種」とは、それぞれ JIS A 9521 に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が 2 種のもの、3 種のをいう。

照明機器	照明制御システム	<p>【判断の基準】</p> <p>○連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。</p>
変圧器	変圧器	<p>【判断の基準】</p> <p>○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。</p>

備考) 本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ① 絶縁材料としてガスを使用するもの
- ② H 種絶縁材料を使用するもの
- ③ スコット結線変圧器
- ④ 3 以上の巻線を有するもの
- ⑤ 柱上変圧器
- ⑥ 単相変圧器であって定格容量が 5 kVA 以下のもの又は 500kVA を超えるもの
- ⑦ 三相変圧器であって定格容量が 10kVA 以下のもの又は 2000kVA を超えるもの
- ⑧ 樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨ 定格二次電圧が 100V 未満のもの又は 600V を超えるもの
- ⑩ 風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分				基準エネルギー消費効率の算定式
変圧器の種類	相 数	定格周波数	定 格 容 量	
油入変圧器	単 相	50 H z		$E = 11.2S^{0.732}$
		60 H z		$E = 11.1S^{0.725}$
	三 相	50 H z	500kVA 以下	$E = 16.6S^{0.696}$
			500kVA 超	$E = 11.1S^{0.809}$
		60 H z	500kVA 以下	$E = 17.3S^{0.678}$
			500kVA 超	$E = 11.7S^{0.790}$
モールド変圧器	単 相	50 H z		$E = 16.9S^{0.674}$
		60 H z		$E = 15.2S^{0.691}$
	三 相	50 H z	500kVA 以下	$E = 23.9S^{0.659}$
			500kVA 超	$E = 22.7S^{0.718}$
		60 H z	500kVA 以下	$E = 22.3S^{0.674}$
			500kVA 超	$E = 19.4S^{0.737}$

備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。

2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。

3 E 及び S は、次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率 (単位 : W)

S : 定格容量 (単位 : kVA)

4 表の規定は、JIS C 4304 及び C 4306 並びに日本電機工業会規格 1500 及び 1501 に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10 (モールド変圧器にあっては 1.05) を乗じた式として取り扱うものとする。

5 エネルギー消費効率については、JIS C 4304 「7.4 エネルギー消費効率」及び JIS C 4306 「7.4 エネルギー消費効率」による。

空調用機器	吸収冷温水機	<p>【判断の基準】</p> <p>①冷房の成績係数が表 1 に示された区分の数値以上であること。</p> <p>②冷房の期間成績係数が表 2 に示された区分の数値以上であること。</p>
-------	--------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 105kW 以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。
- 2 吸収冷温水機の成績係数及び期間成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

表 1 冷房の成績係数

区 分	成績係数
冷凍能力が 352kW 未満	1.20

表 2 冷房の期間成績係数

区 分	期間成績係数
冷凍能力が 352kW 以上	1.45

空調用機器	氷蓄熱式 空調機器	【判断の基準】
		①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表 3 に示された区分の数値以上であること。

備考) 1 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。

2 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW 以上のものに適用する。

3 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW} \cdot \text{h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW} \cdot \text{h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW} \cdot \text{h)}}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

4 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合）を 85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。

5 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表 1 温度条件

単位：℃

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

- 6 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7℃で、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
- 7 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表 2 に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ブラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表 2 温度条件

単位：℃

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

- 8 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表 2 に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 9 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 10 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した後、別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 11 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表 1 に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表 1 に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表 3 冷房の成績係数

区 分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ①期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。
-------	--------------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。

2 期間成績係数 (APFp) の算出方法は、JIS B 8627による。

表 期間成績係数

区 分	期間成績係数 (APFp)
冷房能力が28kW以上35.5kW未満	1.22以上
冷房能力が35.5kW以上45kW未満	1.37以上
冷房能力が45kW以上56kW未満	1.59以上
冷房能力が56kW以上	1.70以上

空調用機器	送風機	【判断の基準】 ○プレミアム効率のモーターが使用されていること。
-------	-----	--

備考) 1 プレミアム効率のモーターは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機—低圧トッランナーモーター) で規定される低圧トッランナーモーターとする。

2 適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	【判断の基準】 ○プレミアム効率のモーターが使用されていること。
-------	-----	--

備考) 1 プレミアム効率のモーターは、JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機—低圧トッランナーモーター) で規定される低圧トッランナーモーターとする。

2 適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	【判断の基準】 ○排水用又は通気用の硬質ポリ塩化ビニル管であって、リサイクル材料使用率が表に示された区分の数値以上であること。 【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。
-----	--------------------	--

- 備考) 1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質ポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。
- 2 「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」は、JIS K 9797 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」、JIS K 9798 で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」、AS 58 で規定される「排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管」に定める基準による。
- 3 「リサイクル材料使用率」とは、管体の質量に対して、硬質ポリ塩化ビニル管・継手類から作られた「再利用ポリ塩化ビニル」の割合をいう。
- 4 「再利用ポリ塩化ビニル」とは、JIS K 9797 の 3. a) 4)、JIS K 9798 の 3. a) 4) 及び AS 58 の 3.1 による。

表 リサイクル材料使用率

管の区分	管の種類	使用率
三層管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	50%
	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	30%
単層管	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	80%

衛生器具	自動水栓	<p>【判断の基準】</p> <p>①自動水栓（自己発電機付）にあたっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。</p> <p>イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。</p> <p>ウ. 単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。</p> <p>②自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）にあたっては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。</p> <p>イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。</p>
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	<p>【判断の基準】</p> <p>○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。</p>
	大便器	<p>【判断の基準】</p> <p>○洗浄水量が6.5L/回以下であること。</p>

- 備考) 1 自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。
- 2 大便器のうち、高座面形及び和風便器は、対象外とする。
- 3 大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。

<p>コンクリート用型枠</p>	<p>再生材料を使用した型枠</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げるものを原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。</p> <p style="text-align: center;">別表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">再生材料の原料となるものの分類区分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">古紙パルプ</td> </tr> </table> <p>【配慮事項】</p> <p>①再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が確保されたものであること。</p> <p>②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p>	再生材料の原料となるものの分類区分	廃プラスチック	古紙パルプ
再生材料の原料となるものの分類区分					
廃プラスチック					
古紙パルプ					

- 備考) 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
- 2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

<p>コンクリート用型枠</p>	<p>合板型枠</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産</p>
------------------	-------------	---

		<p>された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>
--	--	--

備考) 1 本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。

2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3ア. 及びイ. に示す内容が表示されていることを確認すること。

3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月18日）」に準拠したものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

ア. 本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク

イ. 認定・認証番号、認定団体名等

なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であつて、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあつては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。

また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア. 及びイ. を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。

表2【建設機械】

品目名	判断の基準等					
排出ガス対策型建設機械	【判断の基準】					
	○別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。					
	別表1 トンネル工用建設機械					
	機 種		摘 要			
	バックホウ		ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、大型ブレーカを装着したものを含む			
	ホイールローダ・クローラローダ		ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下			
	ダンプトラック		ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く			
	トラックミキサ		ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く			
	別表2 一般工用建設機械					
	機 種		摘 要			
バックホウ		ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下				
ホイールローダ		ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下				
ブルドーザ		ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下				
第2次基準値						
対象物質 (単位) 出力区分		HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)
8kW以上19kW未満		1.5	9	5	0.8	40
19kW以上37kW未満		1.5	8	5	0.8	40
37kW以上75kW未満		1.3	7	5	0.4	40
75kW以上130kW未満		1	6	5	0.3	40
130kW以上560kW以下		1	6	3.5	0.2	40
1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。						
2. トンネル工用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。						
○別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第1次基準値又はこれより優れるものであること。						
別表3 トンネル工用建設機械						
機 種		摘 要				
ドリルジャンボ		ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)				
コンクリート吹付機		ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下 (40.8PS以上353PS以下)				

別表4 一般工事中用建設機械

機 種	摘 要
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式(溶接兼用機を含む)
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、基礎工事中用機械で独立したもの
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、 振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレーンクレーン

第1次基準値

対象物質 (単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
7.5kW以上15kW未満	2.4	12.4	5.7	50
15kW以上30kW未満	1.9	10.5	5.7	50
30kW以上272kW以下	1.3	9.2	5	50

1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。

2. トンネル工事中用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。

備考) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものをを使用すること。

低騒音型建設機械

【判断の基準】

○建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。

別表

機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)
ブルドーザー	P < 55	102
	55 ≤ P < 103	105
	103 ≤ P	105
バックホウ	P < 55	99
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P < 206	106
206 ≤ P	106	
ドラグライン クラムシェル	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P < 206	107
206 ≤ P	107	
トラクターショベル	P < 55	102
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P	107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	103
	103 ≤ P < 206	107
	206 ≤ P	107
パイプロハンマー		107
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引抜機 油圧式杭圧入引抜機	P < 55	98
	55 ≤ P < 103	102
	103 ≤ P	104
アースオーガー	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P	107
オールケーシング掘削機	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P < 206	105
	206 ≤ P	107
アースドリル	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	104
	103 ≤ P	107

さく岩機（コンクリート ブレーカー）		106
ロードローラー	P < 55	101
タイヤローラー	55 ≤ P	104
振動ローラー		
コンクリートポンプ （車）	P < 55	100
	55 ≤ P < 103	103
	103 ≤ P	107
コンクリート圧砕機	P < 55	99
	55 ≤ P < 103	103
	103 ≤ P < 206	106
	206 ≤ P	107
アスファルトフィニッ シャー	P < 55	101
	55 ≤ P < 103	105
	103 ≤ P	107
コンクリートカッター		106
空気圧縮機	P < 55	101
	55 ≤ P	105
発動発電機	P < 55	98
	55 ≤ P	102

表3【工法】

品目分類	品目名	判断の基準等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法	建設汚泥再生処理工法	【判断の基準】 ①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）及び「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）を満たすこと。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	【判断の基準】 ○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。

舗装（表層）	路上表層再生工法	【判断の基準】 ○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。
舗装（路盤）	路上再生路盤工法	【判断の基準】 ○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。

備考）アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	【判断の基準】 ○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。
--------	-----------------------	--

山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	【判断の基準】 ○セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生す
-------	-------------------	---

		る泥土が低減できる工法であること。
--	--	-------------------

備考) 本項の判断の基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

表4【目的物】

品目分類	品目名	判断の基準等
舗装	排水性舗装	<p>【判断の基準】</p> <p>○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。</p>

備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

舗装	透水性舗装	<p>【判断の基準】</p> <p>○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。</p>
----	-------	---

備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	<p>【判断の基準】</p> <p>①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。</p> <p>②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。</p> <p>②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。</p>
------	------	--

備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

24 役務

品目及び判断の基準

省エネルギー診断	<p>【判断の基準】</p> <p>○表1に掲げる技術資格を有する者又はこれと同等と認められる技能を有する者が、庁舎等における設備等の稼働状況、運用状況並びにエネルギー使用量その他必要な項目について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、表2の内容を含む省エネルギー対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法について提案が行われるものであること。</p>
----------	---

備考) 当該庁舎等においてエネルギー管理を実施するに当たって必要となる各種目標の設定に係る提案は、エネルギー管理方法に含まれる。

表1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士
建築設備士
電気主任技術者

表2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
運用改善項目及びそれらに伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

<p>食堂</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ②繰り返し利用できる食器が使われていること。 ③食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。 ④食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。 ⑤食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。 ⑥食品循環資源の再生利用等の実施率が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号。以下「判断基準省令」という。）で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。 ⑦提供する飲食物の量を調整可能とすること又は消費者に求められた場合に持ち帰り用容器を提供すること等により、食べ残し等の食品ロスの削減が図られていること。 ⑧食堂内の掲示を利用する等、飲食物の食べ残しが減るよう食堂の利用者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。 ⑨食堂の運用に伴うエネルギー使用量（電力、ガス等）、水使用量を把握し、省エネルギー・節水のための措置を講じていること。 <p>【配慮事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 ②生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。 ③食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。 ④食堂で使用する農産物や加工品は、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物及びそれを原料として使用した加工品の利用の推進に資するものであること。
-----------	--

	<p>⑤食堂で使用する加工食品・化成品の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>⑥修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。</p> <p>⑦食器は、可能な限り修繕又は再生利用されること。</p> <p>⑧再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。</p> <p>⑨食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p>
--	---

- 備考) 1 会議等において提供される飲物等を庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店等の飲食店から調達する場合は、本項の判断の基準を準用する。
- 2 判断の基準④及び⑥の「再生利用等」とは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく再生利用等のことをいう。
- 3 判断の基準④及び⑤の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。
- 4 判断の基準⑤については、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。
- 5 判断の基準⑦に関して、食堂は客から持ち帰りを求められた場合には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明の上、持ち帰り容器を提供する。なお、生や半生の食品などについて持ち帰りが求められた場合や外気温が高い真夏など、食中毒等のリスクが高い場合には、要望に応じずに提供する分量を調節し、極力食べ残しが発生しないように努めることが求められる。
- 6 判断の基準⑨については、食堂の運用に伴うエネルギー使用量、水使用量の把握が可能な場合に適用する。
- 7 配慮事項③の「地域の農林水産物の利用」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 25 条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。
- 8 配慮事項④の「有機農業」とは、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）第 2 条を踏まえ、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

<p>自動車専用 タイヤ更生</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ(ケーシング)に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。</p> <p>②再生することなく再溝切り(リグループ)が可能であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。</p> <p>②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------------------------	---

備考) 1 本項の判断の基準の「自動車専用タイヤ更生」において対象とするタイヤは、「小形トラック用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」「産業車両用タイヤ」及び「建設車両用タイヤ」とする。

2 JIS K 6329(更生タイヤ)に適合する更生タイヤは、判断の基準①を満たす。

自動車整備	<p>【判断の基準】</p> <p>①自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取り外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され、磨耗又は劣化した構成部品を交換、再組み立て、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）をいう。）が使用されていること。</p> <p>②エンジン洗浄を実施する場合にあっては、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素）がエンジン洗浄実施前後において、20%以上削減されること。</p> <p>なお、エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については、大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が、表の区分ごとの値を超える場合とする。</p> <p>イ. エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し、通常必要となる整備が適切に実施されており、かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また、エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに、当該情報が開示されていること。</p> <p>②ロングライフクーラントの再利用に努めていること。</p> <p>③自動車整備に当たって、使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め、環境負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準①は、定期点検整備のほか、故障、事故等による自動車修理等を行うために、自動車整備事業者等に発注する役務であって、部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。
- 2 本項における「自動車」とは、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、二輪車は除く。）をいう。
- 3 部品の種類により、商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては、新品部品のみによる整備についても本項の集計の対象とする。
- 4 本項の判断の基準②の対象とする「エンジン洗浄」は、炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって、表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。
- 5 本項の判断の基準②については、ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽

自動車（2サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く。）を対象とする。

6 本項の判断の基準②アのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は、「大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度」（昭和49年環境庁告示第1号）による。

7 エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については、対応を図る体制が確保されていること。

表 エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素（CO）	炭化水素（HC）
普通自動車、小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

<p>庁舎管理</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②次のアからエに係る設備の管理、計測及び記録、保守及び点検について、管理基準に基づきエネルギー使用の合理化を図ること。</p> <p>ア. 空気調和設備、換気設備</p> <p>イ. ボイラー設備、給湯設備</p> <p>ウ. 照明設備、昇降機、動力設備</p> <p>エ. 受変電設備</p> <p>③当該施設における省エネルギーに関する計画を定めるとともに、実施すべき省エネルギー対策を選定し、当該対策に係る実施基準等に基づき、その実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告すること。また、対策の実施結果を踏まえ、必要な省エネルギー対策の見直しを行うこと。</p> <p>④常駐管理にあつては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量について施設管理者に毎月報告し、前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者に次の提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。</p> <p>ア. エネルギー使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な省エネルギー対策（施設利用者と連携して行う省エネルギー対策を含む。）。</p> <p>イ. 水の使用量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な節水対策（施設利用者と連携して行う節水対策を含む。）。</p> <p>ウ. 廃棄物の排出量が増加した場合は、その要因分析及びその分析結果を踏まえた適切な廃棄物排出抑制対策、省資源対策（施設利用者と連携して行う廃棄物排出抑制対策、省資源対策を含む。）。</p> <p>⑤常駐管理以外にあつては、エネルギーの使用量、水の使用量及び廃棄物の排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協</p>
-------------	--

力してその要因分析を行い、削減対策について提案が行われるものであること。また、使用量及び排出量が著しく減少した場合は、その要因についても検証すること。

⑥省エネルギー診断を実施した施設にあっては、診断結果に基づき設備・機器等の運用改善の措置が講じられていること。

⑦エネルギー管理システムを導入している施設にあっては、エネルギー消費の可視化及び把握したデータの分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置が講じられていること。

⑧庁舎管理に空気調和設備、熱源設備の維持管理を含む場合にあっては、冷媒として用いられるフロン類の漏えいの防止のための適切な措置が講じられていること。

【配慮事項】

①建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく建築物環境衛生管理基準等に配慮されていること。

②エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」（平成25年経済産業省告示第271号）を踏まえ、庁舎における電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。

③エネルギーの使用状況等を詳細に分析・評価し、設備・機器等、システムを適切に管理・運用すること等により、温室効果ガスの排出削減が図られていること。

④施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たっては、各種管理・評価ツール等の活用に努めていること。

⑤庁舎管理に必要な省エネルギー、省資源、廃棄物排出抑制等に係る専門技術を有する担当者が配置されるとともに、当該技術を有する人材の育成に向けた教育・研修等の継続的な実施に努めていること。

⑥庁舎管理において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮するよう努めていること。

備考) 1 「常駐管理」とは定められた時刻において、業務実施者が常駐し、常時施設の運転・監視及び日常点検・保守等の業務にあたる管理形態をいう。

2 判断の基準②から⑤については、契約の対象となる業務の範囲に当該基準に関連する内容が含まれる場合に適用するものとする。

3 庁舎管理に係る判断の基準②の管理標準は、別表1に示したエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号）を参考とし、必要に応じ、施設管理者と協議の上、定めるものとする。

4 判断の基準③の施設における省エネルギーに関する計画は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、省エネルギーに係る目標、実施すべき省エネルギー対策、推進体制等を盛り込むものとする。また、実施すべき省エネ

- ルギー対策（当該対策に係る実施基準を含む。）は、別表2を参考として選定するものとする。
- 5 「施設利用者」とは、入居者又は来庁者をいう。
 - 6 判断の基準②から⑤については、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等の措置・対策は含まれないものとする。
 - 7 判断の基準⑥の省エネルギー診断は、本基本方針に示した「22-1 省エネルギー診断」の「省エネルギー診断」をいう。
 - 8 判断の基準⑦のエネルギー管理システムは、本基本方針に示した「19 設備」の「エネルギー管理システム」をいう。
 - 9 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。
 - 10 配慮事項④の「各種管理・評価ツール等」には、学会、業界団体等において作成されたマニュアル、ガイドライン等を含む。
 - 11 調達を行う各機関は、省エネルギー・低炭素化の推進の観点から、次の事項に留意すること。
 - ア. 庁舎管理を複数年契約で調達する場合は、当該契約期間に応じた温室効果ガスの排出削減等に係る目標を設定するとともに、毎年度達成状況を評価し、目標達成に向けた継続的な運用改善が図られるよう努めること。なお、単年度契約の場合にあっても、適切な対応が図られるよう努めること。
 - イ. 省エネルギー診断の実施、エネルギー管理システムの導入について、可能な施設から積極的に対応を図るよう努めること。

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（抄）

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
空気調和設備、 換気設備	<p>ア. 空気調和を施す区画を限定し、ブラインドの管理等による負荷の軽減、設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての管理標準を設定。なお、冷暖房温度は、政府の推奨する設定温度を勘案した管理標準とする。</p> <p>イ. 燃焼を行う熱源設備の管理は、空気比についての管理標準を設定。</p> <p>ウ. 熱源設備、熱搬送する設備、空気調和機設備の管理は、外気条件変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p> <p>エ. 複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p> <p>オ. 熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により総合的なエネルギー効率を向上させるよう管理標準を設定。</p> <p>カ. 空気調和機設備が複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状</p>	<p>ア. 空気調和を施す区画ごとに、温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p> <p>イ. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p> <p>ウ. 換気を施す区画ごとに温度、二酸化炭素濃度その他の空気の状態の把握及び換気効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>ア. 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材や断熱材の維持、フィルターの目づまり及び凝縮器や熱交換器に付着したスケールの除去等個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>イ. 空気調和設備、換気設備の自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>ウ. 換気設備を構成するファン、ダクト等は、フィルターの目づまり除去等個別機器の効率及び換気設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p>

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
	<p>態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により総合的にエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p> <p>キ. 換気設備の管理は、換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間、温度等についての管理標準を設定。</p>		
<p>ボイラー設備、給湯設備</p>	<p>ア. ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて空気比についての管理標準を設定。</p> <p>イ. ア. の管理標準は、ボイラーに関する基準空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定。</p> <p>ウ. ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間に関する管理標準を設定し、適切に運転し過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくす。</p> <p>エ. ボイラーへの給水は水質に関する管理標準を設定し、水質管理を行う。なお、給水水質の管理は、JIS B 8223（ボイラーの給水及びボイラー水の水質）に規定するところ（これに準ずる規格を含む。）により行う。</p> <p>オ. 複数のボイラー設備を使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定し、適切な運転台数とする。</p> <p>カ. 給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要</p>	<p>ア. ボイラー設備は、燃料の供給量、蒸気の圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、廃ガスの温度、ボイラー給水量その他のボイラーの効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p> <p>イ. 給湯設備は、給水量、給湯温度その他給湯の効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>ア. ボイラー設備の効率の改善に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>イ. ボイラー設備の保温及び断熱の維持、スチームトラップの蒸気の漏えい、詰まりを防止するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p> <p>ウ. 給湯設備は、熱交換器に付着したスケールの除去等給湯効率の改善に必要な事項、自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持。</p>

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
	<p>な事項についての管理標準を設定。</p> <p>キ. 給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p> <p>ク. 給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定。</p>		
<p>照明設備、昇降機、動力設備</p>	<p>ア. 照明設備は、JIS Z 9110（照度基準）又は Z 9125（屋内作業場の照明基準）及びこれらに準ずる規格に規定するところにより管理標準を設定して使用。また、過剰又は不要な照明をなくすように管理標準を設定し、調光による減光又は消灯を行う。</p> <p>イ. 昇降機は、時間帯や曜日等により停止階の制限、複数台ある場合には稼働台数の制限等に関して管理標準を設定し、効率的な運転を行う。</p>	<p>照明設備は、照明を施す作業場所等の照度の計測及び記録に関する管理標準を設定。定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>ア. 照明設備は、照明器具及びランプ等の清掃並びに光源の交換等保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p> <p>イ. 昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p> <p>ウ. 給排水設備、機械駐車設備等の動力設備は、負荷機械（電動機の負荷となる機械をいう。以下同じ。）、動力伝達部及び電動機における機械損失を低減するよう保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検</p>

対象	管理	計測及び記録	保守及び点検
			<p>を行う。また、負荷機械がポンプ、ファン等の流体機械の場合は、流体の漏えいを防止し、流体を輸送する配管、ダクトの抵抗を低減するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p>
受変電設備	<p>ア. 変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように管理標準を設定し、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行う。</p> <p>イ. 受電端における力率は、95パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理標準を設定して管理。</p>	<p>事務所その他の事業場における電気の使用量並びに受変電設備の電圧、電流等電気の損失を低減するために必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定。これらの事項を定期的に計測し、その結果を記録。</p>	<p>受変電設備は、良好な状態に維持するように保守及び点検に関する管理標準を設定。定期的に保守及び点検を行う。</p>

庁舎管理・利用に係る省エネルギー対策例

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
熱源・空調 設備共通	室内設定温湿度条件の変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	運転時間の短縮など機器の起動・停止期間の最適な値に設定	毎日実施	季節ごとに実施
	季節ごと・室内負荷状況に応じた最適な運転方法の設定	週1回以上実施	季節ごとに実施
	空調終了前に関連補機（外調機・熱源機器）などの停止	毎日実施	—
	インテリア・ペリメータの年間冷暖房の取りやめ	季節・外気温に応じ実施	—
	冷房・暖房同時使用に伴うミキシングロスの確認及び防止	随時実施	随時実施
	温湿度センサを適正な位置に取付	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	吹出し口の位置、方向の調整による温度分布均一化	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	冷暖房期間の短縮化	季節・外気温に応じ実施	—
	空室・倉庫等の空調換気の停止	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	運転時間の短縮	毎日実施	—
	残業時間帯の空調制限	毎日実施	—
	ブラインド・カーテンの休日前の閉止による休日明けの空調負荷の低減	毎日実施	—
	早朝・深夜の清掃作業における空調制限	毎日実施	—
	空調時間帯の扉・窓開放の禁止	季節・外気温に応じ実施	—
	空調の障害となる間仕切り・家具の配置の変更	随時実施	—
	共用部の温度設定を居室よりも緩和する措置の実施	毎日実施	季節ごとに実施
	クールビズ・ウォームビズの実施	季節ごとに実施	季節ごとに実施
	夏季における屋上等への散水の実施	当該期間外気温に応じ実施	—
個別空調機	各種センサを含む自動制御装置の適正保守の実施	随時実施	随時実施
	エアフィルタの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	冷温水フィンコイルの定期清掃の実施	年2回以上実施	年2回以上実施

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	—
	ウォーミングアップ制御の採用	毎日実施	—
	空調立ち上げ時に対し定常運転後に設定温度を2℃～3℃上げる又は下げる措置の実施	季節・外気温に応じ実施	—
	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	—
	外気温度の低い夜間に適温外気を取り入れるナイトパーズの実施	季節・外気温に応じ実施	—
	吸気口と排気口の近接により生じるショートサーキットの防止	随時実施	随時実施
	スケジュール運転の実施	随時実施	随時実施
	個別空調機	ダクトのエアリー漏れ・水漏れ・保温材の脱落等について保守管理の徹底	年1回以上実施
全熱交換器の清掃管理		年2回以上実施	年2回以上実施
全熱交換器の停止措置		季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
温湿度を一定の範囲内で制御するゼロエナジーバンドの設定		毎日実施	—
セントラル空調システム関連	冷水は高め、温水は低め、冷却水は低めの温度管理	毎日実施	—
	冷温水の大温度差運転の制御運転の実施（ポンプの搬送動力の低減）	随時実施	—
	冷温水・冷却水の定期的な水質管理の実施（熱伝導率低下の防止）	月1回以上実施	月1回以上実施
	空調終了30分程度前の熱源機器の停止	毎日実施	—
冷凍機	冷凍機の運転圧力の適正管理	随時実施	随時実施
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	マンオメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—
冷温水発生機・吸収式冷凍機	機内の機密の適正な維持管理	随時実施	随時実施
	蒸発器・凝縮器の薬洗・ブラシ清掃などのチューブ内部洗浄の実施	年2回以上実施	年2回以上実施

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
	温度計・圧力計などの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	マンオメーター・センサーなどの計測機器の機能維持、点検整備の実施	年2回以上実施	年2回以上実施
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—
冷却塔	冷却水出入口温度の適正化	随時実施	随時実施
	充填材の汚れ、水質の汚れ等の管理	随時実施	随時実施
	冷却塔水槽の清掃	随時実施	随時実施
	バルブの開閉状態の確認	随時実施	随時実施
	冷却水の薬注管理の実施	随時実施	随時実施
蓄熱槽	空調負荷予測等を踏まえた蓄熱槽における水・氷蓄熱量の最適な運転の実施	随時実施	—
	槽内温度分布の適正管理	随時実施	—
ファンコイル	ペリメータ用ファンコイルの最適な運転（時間帯・設定温度）	季節・外気温に応じ実施	—
	エアフィルターの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施
	冷温水フィンコイルの定期的な清掃	年2回以上実施	年2回以上実施
	空調の還気、吹出し口の障害物の撤去	随時実施	—
空冷ヒートポンプ	室外機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施
	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施
	室内機のエアフィルターの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	—
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施
空冷ヒートポンプ	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
水冷パッケージ方式	室内機フィンコイルの定期的な洗浄	年1回以上実施	年1回以上実施
	エアフィルターの定期的な清掃	月1回以上実施	月1回以上実施
	運転圧力・運転電流などによる運転状況の確認・管理	毎日実施	—
	全熱交換器の清掃	年2回以上実施	年2回以上実施
	全熱交換器の停止措置	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	冷却水薬洗の実施	年1回以上実施	年1回以上実施
給排気設備	機械室、電気室、倉庫の換気量の制限	随時実施	随時実施
	不使用室の換気停止（倉庫、機械室等）	必要に応じ実施	必要に応じ実施

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
対象設備等	窓の開閉による自然換気の採用	季節・外気温に応じ実施	—
	ファンベルトの点検・交換	年1回以上実施	年1回以上実施
	排熱用換気ファンの起動設定温度の変更	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	ファン、ダクト等のフィルターの目詰まり除去	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	換気風量の適正な値への設定、外気量の削減	必要に応じ実施	—
	ポンプ関連	二次ポンプの起動・停止・圧力・流量が最適な状態になるように設定	随時実施
グランドパッキン等の水量適正管理の実施		月1回以上実施	月1回以上実施
断熱材の状態管理		年2回以上実施	年2回以上実施
3管・4管式設備の場合、状況に応じた運転停止などの実施		随時実施	—
ボイラ	空気比・排ガス温度等燃焼装置の適切な設定	随時実施	随時実施
	蒸気等の圧力、温水の温度の適切な設定	随時実施	随時実施
	伝熱面の清掃・スケール等の除去	年1回以上実施	年1回以上実施
	熱交換器類の伝熱面の管理	月1回以上実施	月1回以上実施
	ボイラーの水質管理（JIS B 8223による）	月1回以上実施	月1回以上実施
	蒸気トラップの機能維持（ドレンの回収）	月1回以上実施	月1回以上実施
	機器のCOP値（効率）の管理	随時実施	—
給湯設備	給湯時間の制限と給湯範囲の縮小	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	夏季における手洗い場等の給湯の停止	当該期間毎日実施	当該期間毎日実施
	給湯温度の設定変更	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
	使用上、支障のない範囲で給湯の分岐バルブを絞込み	必要に応じ実施	必要に応じ実施
照明設備	作業スペースの過剰照明の消灯、自然採光の活用、窓際の消灯	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	調光による減光	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	廊下・ホールの消灯及び間引き	利用状況に応じ実施	利用状況に応じ実施
	トイレ・給湯室不在時の消灯	毎日実施	—
	空室・倉庫等の消灯	毎日実施	必要に応じ実施

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
	昼休みの消灯	毎日実施	—
	残業実施場所を集約化することによる残業時間帯における部分消灯の実施	毎日実施	—
	始業点灯時間の短縮・制限	毎日実施	—
照明設備	器具の清掃による照明効率の向上	年1回以上実施	年1回以上実施
	定期的なランプ交換の実施（蛍光ランプ、HIDランプ等）	1回/2～3年	1回/2～3年
	ランプ交換時の初期照度補正の初期化	交換時に実施	—
	間仕切りの取りやめ	必要に応じ実施	—
	部分消灯を行いやすくするような照明の点灯範囲における机及び作業場所の適正な配置	必要に応じ実施	—
	ソーラータイマーのこまめな調整	月1回以上実施	月1回以上実施
	局部照明の採用	随時実施	—
	照明スイッチに点灯範囲を表示	必要に応じ実施	—
	照明制御設備の作動点検	必要に応じ実施	—
	手動によるこまめな点消灯	随時実施	—
搬送設備	エレベータ・エスカレータの運転台数制御（停止階の制限、稼働台数の制御）	毎日実施	—
	階段利用の促進	毎日実施	—
	庁舎内配送共同化の実施	毎日実施	—
	電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機器損失を低減するような保守及び点検	必要に応じ実施	—
給排水・衛生設備	配管のさび・腐食・水漏れの確認	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	熱源機とポンプ等の補機を含めたエネルギー消費効率の向上	必要に応じ実施	—
	使用上、支障のない範囲で給水の分岐バルブを絞込み	必要に応じ実施	必要に応じ実施
	夏季における温水洗浄便座暖房の停止	季節・外気温に応じ実施	季節ごとに実施
受変電設備	受変電室の室内温度の見直し	季節ごとに実施	—
	デマンドの状況による負荷の調節	随時実施	—
	進相コンデンサによる力率管理	随時実施	—
	不要期間・不要時間帯の変圧器の切離し	必要に応じ実施	—

対象設備等	省エネルギー対策（例）	実施基準（例）	
		常駐管理	常駐管理以外
	変圧器の稼働台数の調整及び適正負荷の維持	随時実施	—
受変電設備	無停電電源装置の稼働台数の調整及び適正負荷の維持	随時実施	—
その他	自動販売機の節電（照明の消灯・夜間運転停止時）の実施	毎日実施	—
	OA 機器等の昼休み等不使用時における電源の切断	毎日実施	—
	ブラインド・カーテンの有効利用	毎日実施	—
	対象設備・機器等の設定値の確認、運転結果の測定・記録	毎日実施	月 1 回以上実施
	省エネルギーに必要なエネルギーデータの把握・活用	毎日実施	月 1 回以上実施

植栽管理	<p>【判断の基準】</p> <p>①植栽管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②病虫害予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとともに、適切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病虫害・雑草管理を行う体制が確保されていること。</p> <p>③農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録された適正な農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①灌水の雨水利用に配慮されていること。</p> <p>②剪定・除草において発生した、小枝・落葉等の処分について、堆肥化等の環境負荷低減が図られていること。</p> <p>③施肥に当たっては、植栽管理において発生した落葉等からできた堆肥（土壌改良材）が使用されていること。</p> <p>④剪定・伐採等にチェーンソーを使用する場合のチェーンソーオイルは、生分解性のものが使用されていること。</p> <p>⑤植替え等が生じた場合、既存の植栽を考慮し、病虫害の発生しにくい樹種</p>
------	--

	<p>の選定等について、施設管理者への提案が行われること。</p> <p>⑥植栽管理に当たり、使用する機材・器具等については、可能な限り環境負荷低減策が講じられていること。</p> <p>⑦植栽管理に当たり、可能な限り、再使用又は再生利用可能であって、土の代替となる植込み材の使用に努めていること。</p>
--	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「植栽管理」とは、庁舎周辺等の植栽地及び屋上緑化等の管理とする。
- 2 判断の基準②の「総合的病害虫・雑草管理を行う体制」とは、発生状況等の調査、被害の早期発見、剪定や捕殺などの物理的防除も含めた防除方法の選択等、経済性を考慮しつつ健康と環境への負荷の軽減を総合的に講じる体制をいう。
- 3 判断の基準②及び③については、農薬の使用に係る施設管理者や周辺地域への情報提供、農薬の飛散防止、適正使用の記録の保持等、「住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付25消安第175号環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連名通知）」に準拠したものであること。
- 4 生分解度の試験方法は、次のいずれかの方法とする。ただし、これらの試験方法については、10-d windowを適用しない。
- ※OECD（経済協力開発機構）化学品テストガイドライン
 - ・301B（CO₂発生試験）
 - ・301C（修正MITI（I）試験）
 - ・301F（Manometric Respirometry 試験）
 - ※ASTM（アメリカ材料試験協会）
 - ・D5864（潤滑油及び潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法）
 - ・D6731（密閉 respirometer 中の潤滑油、又は潤滑油成分の水環境中の好氣的生分解度を決定する標準試験法）

加煙試験	<p>【判断の基準】</p> <p>○加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	--

- 備考) 1 消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断の基準を適用する。
- 2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。

清掃	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①次の要件を満たすこと。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア. 清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ. 洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合に</p>
----	--

	<p>は、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>ウ. ごみの収集は、資源ごみ（紙類、缶、びん、ペットボトル等）、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを分別し、適切に回収が実施されていること。</p> <p>エ. 資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること。また、分別が不徹底であった場合や排出量が前月比又は前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること。</p> <p>オ. 清掃に使用する床維持剤（ワックス）、洗浄剤等の揮発性有機化合物の含有量が指針値以下であること。</p> <p>カ. 環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃方法等について、具体的提案が行われていること。</p> <p>②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。</p> <p>②補充品等は、過度な補充を行わないこと。</p> <p>③洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度（pH）のものが使用されていること。</p> <p>④清掃に使用する床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが使用されていること。</p> <p>⑤清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</p> <p>⑥建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること。</p> <p>⑦清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。</p>
--	--

備考) 1 判断の基準①イの「持続可能な原料が使用されていること」とは、石けん液又は石けんの製造事業者が原料に係る持続可能な調達方針を作成した上で当該方針に基づき原料を調達している場合をいう。

2 判断の基準①エの紙類の排出に当たって、調達を行う各機関は、庁舎等における紙類の使用・廃棄の実態を勘案しつつ、別表1及び2を参考とし、清掃事業者等と協議の上、古紙排出に当たっての分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入を排除して、分別を徹底すること。印刷物について、印刷役務の判断の基準を満たしたりサイクル対応型印刷物は、紙向けの製紙原料として使用されるよう、適切に分別すること。

3 判断の基準①オの揮発性有機化合物の指針値については、厚生労働省の定める室内濃度

指針値に基づくものとする。

- 4 判断の基準①カの「環境負荷低減が図られる清掃方法等」とは、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法の採用、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施等をいう。
- 5 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.510「清掃サービス Version1」に係る認定基準をいう。
- 6 配慮事項③については、家庭用品品質表示法に基づく水素イオン濃度（pH）の区分を参考とすること。なお、床維持剤及び床用洗浄剤については、原液で pH5～pH9 が望ましい。
- 7 配慮事項④の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の対象となる物質をいう。
- 8 調達を行う各機関は、床維持剤の剥離洗浄廃液等の建築物の清掃作業に伴う廃液の適正処理を図るよう必要な措置を講ずること。

別表 1 古紙の分別方法（例）

分類	品目
新聞	新聞（折込チラシを含む。）
段ボール	段ボール
雑誌	ポスター、チラシ 雑誌、報告書、カタログ、パンフレット、書籍、ノートなど冊子形状のもの
OA 用紙	コピー用紙及びそれに準ずるもの
リサイクル対応型印刷物	「印刷用の紙にリサイクルできます」の印刷物（Aランクの材料のみ使用）
	「板紙にリサイクルできます」の印刷物（AまたはBランクの材料のみ使用）
その他雑がみ	封筒、紙箱、DM、メモ用紙、包装紙など上記以外の紙
シュレッダー屑	庁舎等内において裁断処理した紙

備考） 「リサイクル対応型印刷物」とは、印刷に係る判断の基準（「印刷」参照）に示された印刷物のリサイクル適性が表示された印刷物をいう。

別表 2 古紙再生の阻害要因となる材料（例）

分類	種類
紙製品	粘着物の付いた封筒
	防水加工された紙
	裏カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配便の複写伝票など）
	圧着はがき
	感熱紙
	写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙
	プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙
	金・銀などの金属が箔押しされた紙
	臭いの付いた紙（石けんの個別包装紙、紙製の洗剤容器、線香の紙箱等）
	捺染紙（昇華転写紙、アイロンプリント紙等）
	感熱発泡紙

	合成紙
	汚れた紙（使い終わった衛生用紙、食品残さなどで汚れた紙等）
紙以外	粘着テープ類
	ワッペン類
	ファイルの金属
	金属クリップ類
	フィルム類
	発泡スチロール
	セロハン
	プラスチック類
	ガラス製品
	布製品

<p>タイルカー ペット洗浄</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①洗浄に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/m²以下であること。</p> <p>②洗浄に使用する水量が40L/m²以下であること。</p> <p>③洗浄に使用する洗剤等は、清掃に係る判断の基準（「清掃」参照。）を満たすこと。</p> <p>④洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①洗浄に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。</p> <p>②洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。</p> <p>③洗浄に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。</p> <p>④洗浄に当たって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。</p>
------------------------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「タイルカーペット洗浄」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水することをいう。

2 判断の基準④の透視度は JIS K 0120 による。

3 配慮事項③の「指定化学物質」とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）の対象となる物質をいう。

機密文書処理	<p>【判断の基準】</p> <p>①当該施設において排出される紙の種類や量を考慮し、施設の状況に応じた分別方法及び処理方法の提案がなされ、製紙原料として適切な回収が実施されること。</p> <p>②機密文書の処理に当たっては、排出・一時保管、回収、運搬、処理の各段階において、機密漏洩に対する適切な対策を講じた上で、製紙原料としての利用が可能となるよう次の事項を満たすこと。</p> <p>ア. 古紙再生の阻害となるものを除去する設備や体制が整っていること。</p> <p>イ. 直接溶解処理に当たっては、異物除去システムが導入された設備において処理されること。</p> <p>ウ. 破碎処理に当たっては、可能な限り紙の繊維が保持される処理が行われること。</p> <p>③適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票を発注者に提示できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①機密文書の発生量を定期的集計し、発注者への報告がなされること。</p> <p>②紙（印刷・情報用紙及び衛生用紙）として再生可能な処理が行われること。</p> <p>③運搬に当たっては、積載方法、搬送方法、搬送ルート効率化が図られていること。</p> <p>④可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による運搬が行われること。</p>
--------	--

- 備考) 1 調達を行う各機関は、廃棄書類の排出に当たって機密の度合や必要性を考慮し、可能な限り機密文書として排出する量の削減に努めること。
- 2 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 判断の基準②の破碎処理の発注に当たっては、裁断紙片の大きさについて確認を行うこと（古紙の再生においては、裁断した紙片が望まれる機密性の範囲において、より大きい方が望ましい。事業者による裁断紙片サイズの目安は10mm×50mm以上）。
- イ. 庁舎等内におけるシュレッダー処理は、一般的に古紙原料としての利用適性が低下することから、機密の度合いや必要性を考慮して行うこと。シュレッダー屑は廃棄・焼却せず、紙の種類に応じて適切に製紙原料として使用されるよう、古紙回収業者や機密文書処理事業者等に回収・処理を依頼するよう努めること（古紙として再生に適した紙幅の目安は5mm以上）。
- ウ. 本項の「清掃」に示した別表1を参考に、施設の状況に応じた分別方法を定めるとともに、別表2に示された古紙再生の阻害要因となる材料を取り除き、適切な分別回収に努めること。
- 3 判断の基準③の「機密処理・リサイクル管理票」とは、回収された機密文書が機密抹消処理後に製紙原料として使用されたことを証明する書類をいう。なお、この証明書は溶解、破碎などの処理を事業者に委託した場合に提示されるものであり、調達を行う各機関内でシュレッダー処理を行ったシュレッダー屑についてはこの限りでない。
- 4 配慮事項④の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「11 自動車」を対象とする。

害虫防除	<p>【判断の基準】</p> <p>①害虫防除において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②殺そ剤及び殺虫剤の乱用を避け、生息状況等の調査を重視した総合的な防除措置が講じられていること。</p> <p>③害虫等の発生・侵入を防止するための措置が講じられていること。</p> <p>④防除作業に当たり、事前計画や目標が設定されていること。また、防除作業後に、効果判定（確認調査、防除の有効性評価等）が行われていること。</p> <p>⑤殺そ剤又は殺虫剤の使用に当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）において製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を使用し、使用回数・使用量・使用濃度等、適正かつ効果的に行われていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○生息状況等に応じた適切な害虫防除方法等を提案するよう努めていること。</p>
------	---

備考) 本項の判断の基準と対象とする「害虫防除」は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）を基本に、庁舎等のねずみ・昆虫、外来生物等その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物等の防除とする。

輸配送	<p>【判断の基準】</p> <p>①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>④大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>⑤モーダルシフトを実施していること。</p> <p>⑥輸配送効率の向上のための措置が講じられていること。</p> <p>⑦上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑥については実施の有無がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に</p>
-----	---

	<p>基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第7号）及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第2号）を踏まえ、輸配送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>② 電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による輸配送が実施されていること。</p> <p>③ 輸配送に使用する車両台数を削減するため積載率の向上が図られていること。</p> <p>④ 輸配送回数を削減するために共同輸配送が実施されていること。</p> <p>⑤ 再配達を削減するための取組が実施されていること。</p> <p>⑥ エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>⑦ 道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。</p> <p>⑧ 販売されている宅配便、小包郵便物等の包装用品については、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑨ 搬送時の梱包物の型崩れ・荷崩れを防止するプラスチック製フィルムの代替として、繰り返し使用可能な荷崩れ等防止ベルトの活用に取り組んでいること。</p> <p>⑩ 事業所、集配拠点等の施設におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に取り組んでいること。</p> <p>⑪ 契約により輸配送業務の一部を行う者に対して、可能な限り環境負荷低減に向けた取組を実施するよう要請するものとする。</p> <p>⑫ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域において輸配送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸配送が行われていること。</p>
--	---

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「輸配送」とは、国内向けの信書、宅配便、小包郵便物（一般、冊子等）及びメール便をいう。

ア. 「信書」とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。

イ. 「宅配便」とは、一般貨物自動車運送事業の特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる貨物の運送及び利用運送事業の鉄道貨物運送、内航海運、貨物自動車運送、航空貨物運送のいずれか又はこれらを組み合わせて利用する運送であって、重量30kg以下の一口一個の貨物をいう。

- ウ. 「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録等比較的軽量の荷物を荷送人から引き受け、それらを荷受人の郵便受箱等に投函することにより運送行為を終了する運送サービスであって、重量 1kg 以下の一冊の貨物をいう。
- 2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。
- 3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和 2 年 1 月）に基づく運転をいう。
- （参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『e スタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう
- 4 判断の基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。
- ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
- イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）及びエコドライブの推進体制を整備していること。
- ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
- エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 5 判断の基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 6 「モーダルシフト」とは、貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ることをいう。ただし、その主業務が幹線輸送を伴わない場合は、判断の基準⑤を適用しない。
- 7 判断の基準⑥の「輸配送効率の向上のための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。
- ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸配送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
- イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸配送経路を選択できる仕組みを有していること。
- ウ. 輸配送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
- エ. 輸配送先、輸配送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分け、全体として輸配送距離を短縮していること。
- 8 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。
- 9 配慮事項②の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「11 自動車」を対象とする。
- 10 「契約により輸配送業務の一部を行う者」とは、本項の役務の対象となる輸配送業務の一部を当該役務の提供者のために実施するものをいう。

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
<input type="checkbox"/>	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
<input type="checkbox"/>	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
<input checked="" type="checkbox"/>	点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
<input checked="" type="checkbox"/>	目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	フロン類の大气中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
（エア・クリーナ・エレメント関連）	
<input checked="" type="checkbox"/>	エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
（エンジンオイル関連）	
<input checked="" type="checkbox"/>	エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
（燃料装置関連）	
<input type="checkbox"/>	燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
（排出ガス減少装置関連）	
<input checked="" type="checkbox"/>	排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
（その他）	
<input checked="" type="checkbox"/>	タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

<p>旅客輸送 (自動車)</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>②環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>③エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>④エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。</p> <p>⑤旅客輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること。</p> <p>⑥上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②から⑤については実施の状況がウェブサイトを始め環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第6号）及び「旅客の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用旅客輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第3号）を踏まえ、旅客輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>②電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による旅客配送が実施されていること。</p> <p>③エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>④道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金収受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。</p> <p>⑤事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。</p> <p>⑥GPS-AVMシステムの導入による効率的な配車に努めていること。</p>
-----------------------	---

備考) 1 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（令和2年1月）に基づく運転をいう。

(参考) ①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『eスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

2 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。

- 3 判断の基準③の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。
- ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
 - イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）及びエコドライブの推進体制を整備していること。
 - ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
 - エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 4 判断の基準④の「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 5 判断の基準⑤の「旅客輸送効率の向上のための措置」及び「空車走行距離の削減のための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。
- 一般貸切旅客自動車にあつては次の要件ア及びイを満たすことをいう。
- ア. エネルギーの使用に関して効率的な旅客輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
 - イ. 輸送人数、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
- 一般乗用旅客自動車にあつては次の要件ウを満たすことをいう。
- ウ. 配車に無線を導入していること、あるいは他の通信・情報機器等を利用し運転者との連絡が取れる体制を有していること。
- 6 配慮事項②の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「11 自動車」を対象とする。
- 7 「環境報告書」とは、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律 77 号）第 2 条第 4 項に規定する環境報告書をいう。

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
<input type="checkbox"/>	点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
<input type="checkbox"/>	点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
<input checked="" type="checkbox"/>	車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直ちに点検・整備を実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
(エア・クリーナ・エレメント関連)	
<input checked="" type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(エンジンオイル関連)	
<input checked="" type="checkbox"/>	エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input checked="" type="checkbox"/>	エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(燃料装置関連)	
<input type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(排出ガス減少装置関連)	
<input checked="" type="checkbox"/>	ディーゼル車にあつては、排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
(その他)	
<input checked="" type="checkbox"/>	タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/>	デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「■」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「□」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

<p>庁舎等において営業を行う小売業務</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>①容器包装の過剰な使用を抑制するための独自の取組が行われていること。</p> <p>②消費者のワンウェイ製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。</p> <p>③食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定が行われていること。</p> <p>イ. 食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。</p> <p>ウ. 食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に関する調達方針等が公表されていること。</p> <p>エ. 食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に該当する場合は、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。</p> <p>オ. 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。</p> <p>④店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収が可能であること。</p> <p>⑤ワンウェイのプラスチック製の買物袋（以下「レジ袋」という。）を提供する場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが25%以上使用されていること。</p> <p>イ. 呼び厚さが0.02mm以下であること。</p> <p>ウ. 素材が単一であるなど、再生利用のための工夫がなされていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①店舗において取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。</p> <p>②店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。</p> <p>③レジ袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>④食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・</p>
-------------------------	---

	<p>肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。</p> <p>⑤食品ロスの削減のために納品期限を緩和する等、フードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力していること。</p> <p>⑥プラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本基本方針「2.3. ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。</p>
--	---

備考) 1 判断の基準①の「独自の取組」とは、薄肉化又は軽量化された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することその他の小売業者自らが容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

2 判断の基準②の「独自の取組」とは、商品の販売に際して消費者に買物袋等を有償で提供すること、消費者がワンウェイのプラスチック製の買物袋等を使用しないように誘因するための手段として景品等を提供すること、自ら買物袋等を持参しない消費者に対し繰り返し使用が可能な買物袋等を提供すること、ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等や容器包装の使用に関する意思を消費者に確認することその他の消費者による容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組む措置をいう。

3 判断の基準③及び配慮事項④の「再生利用等」とは、食品リサイクル法に基づく再生利用等のことをいう。

4 判断の基準③の「発生抑制」とは、判断基準省令に基づく食品廃棄物等の発生の抑制のことをいう。

5 判断の基準③ウの「持続可能性に関する調達方針等」とは、事業者が環境、社会、経済活動等の方向性を示した方針等に、持続可能な調達に関する記述が含まれたものをいう。なお、「持続可能な調達」とは、持続可能性に関する方針を明示している生産者・流通業者からの調達など持続可能な生産・消費に資する調達をいう。

6 判断の基準③エについては、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者に該当しない場合において、食品廃棄物等の単位当たりの発生量が目標値以下であること又は当該目標値を達成するための自主的な計画を策定していることで、適合しているものとみなす。

7 判断の基準④は、当該店舗においてリユースびんを使用した飲料等を販売している場合に販売した製品の容器包装を返却・回収が可能なように回収箱の設置等を行うことをいう。

8 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスチックをいう。

9 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいい、植物を原料とするポリエチレン等が該当する。

10 判断の基準⑤ア及び配慮事項③の「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率（プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合）を乗じたものとする。

11 判断の基準⑤イの「呼び厚さ」の基準については、主に飲食料品や日用雑貨等を販売する小売店で提供する一般的なレジ袋に適用するものとする。また、当該基準の試験方法、許容範囲等は、JIS Z 1702 に準ずるものとし、平均厚さの許容される誤差は、呼び厚さの-0.001mm から+0.002mm の範囲とする。

12 判断の基準⑤ウは、着色・補強・帯電防止その他、プラスチックの機能変化を主目的とした物質の添加を妨げない。

13 判断の基準⑤アのバイオマスプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について」（令和元年12月25日）に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。

クリーニング	<p>【判断の基準】</p> <p>① ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。</p> <p>② エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>③ ハンガーの回収及び再利用等の仕組みが構築されていること。</p> <p>④ 袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>② ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。</p> <p>③ 事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。</p> <p>④ 可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。</p> <p>⑤ プラスチック製のハンガーにあつては、再生プラスチック配合率が可能な限り高いこと。</p> <p>⑥ 包装用のプラスチック製の衣類カバーにあつては、厚みを薄くする等可能な限り減量化が図られていること。</p> <p>⑦ プラスチック製の袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたもの又は再生プラスチックが使用されていること。</p> <p>⑧ 省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。</p>
--------	--

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「クリーニング」は、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）に定めるクリーニング業をいう。ただし、毛布、ふとん、モップ等、他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合、調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断の基準は適用しない。

2 「ドレン」とは、蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。

3 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和 2 年 1 月）に基づく運転をいう。

（参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『e スタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

4 判断の基準②の「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を満たすことをいう。

ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。

- イ. エコドライブに係る責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）等の取組を実施していること。
- ウ. エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行うこと。なお、その際は、車両の運行記録を用いることが望ましい。
- 5 判断の基準③の「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 - ア. 回収が適切に行われるよう、ユーザに対し回収に関する情報（回収方法、回収窓口等）が表示又は提供されていること。
 - イ. 回収されたハンガーを洗浄し、再使用すること。
 - ウ. 回収されたプラスチック製のハンガーについて、再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。
- 6 「袋・包装材」とは、持ち帰りのためにクリーニング品などを入れるための袋、クリーニング品にほこり、汚れなどが付着することを防ぐための袋等をいう。
- 7 判断の基準④の「独自の取組」とは、サービスの提供に当たって、エコバック等の利用を推奨すること、持ち帰り袋等の使用に関する意思を確認すること、ユーザに対し持ち帰り袋等を有償で提供すること、その他ユーザによる持ち帰り用の袋・包装材の削減を促進するために取り組む措置をいう。
- 8 「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「11 自動車」を対象とする。
- 9 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 10 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 11 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 12 調達を行う各機関は、クリーニング品の受け取りに当たってはエコバックを利用するなど、袋・包装材の削減に取り組むこと。

引越輸送	<p>【判断の基準】</p> <p>①梱包及び養生に使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品が使用されていること。</p> <p>②反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材が使用されていること。</p> <p>③引越終了後に梱包用資材の回収が実施されていること。</p> <p>④自動車による輸送を伴う場合には、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. エネルギーの使用の実態及びエネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。</p> <p>イ. 環境保全のための仕組み・体制が整備されていること。</p> <p>ウ. エコドライブを推進するための措置が講じられていること。</p> <p>エ. 大気汚染物質の排出削減、エネルギー効率を維持する等の環境の保全の観点から車両の点検・整備が実施されていること。</p>
------	---

	<p>【配慮事項】</p> <p>①環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。</p> <p>②梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図るなどの省資源化に配慮されていること。</p> <p>③梱包用資材及び養生用資材には、再生材料又は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>④自動車による輸送を伴う場合には、次の事項に配慮されていること。</p> <p>ア. エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」（平成18年経済産業省・国土交通省告示第7号）及び「貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置に関する電気使用貨物輸送事業者の指針」（平成26年経済産業省・国土交通省告示第2号）を踏まえ、輸送におけるエネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施が図られていること。</p> <p>イ. 電動車等又は低燃費・低公害車の導入目標を設定するとともに、導入を推進していること。また、可能な限り電動車等又は低燃費・低公害車による輸送が実施されていること。</p> <p>ウ. 輸送効率の向上のための措置が講じられていること。</p> <p>エ. エコドライブを推進するための装置が可能な限り導入されていること。</p> <p>オ. 道路交通情報通信システム（VICS）対応カーナビゲーションシステムや自動料金收受システム（ETC）等、高度道路交通システム（ITS）の導入に努めていること。</p> <p>カ. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域において輸送する場合にあっては、可能な限り排出基準を満たした自動車による輸送が行われていること。</p>
--	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「引越輸送」とは、庁舎移転等（庁舎・ビル間移転、庁舎・ビル内移動、フロア内移動を含む。）に伴う什器、物品、書類等の引越輸送業務及びこれに附帯する梱包・開梱、配置、養生等の役務をいう。ただし、美術品、精密機器、動植物等の特殊な梱包及び運送、管理等が必要となる品目は除く。
- 2 判断の基準③は、段ボール等紙製の梱包用資材が業務提供者によって提供される場合に適用し、発注者の求めに応じて回収を実施する。ただし、あらかじめ回収期限及び回数を定めるものとする。
- 3 判断の基準④及び配慮事項④は、引越輸送の元請か下請かを問わず、自動車による輸送を行う者に適用する。
- 4 「環境保全のための仕組み・体制の整備」とは、環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進することをいう。
- 5 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ10のすすめ」（令和

2年1月)に基づく運転をいう。

(参考) ①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『eスタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

- 6 判断の基準④ウの「エコドライブを推進するための措置」とは、次の要件を全て満たすことをいう。
 - ア. エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
 - イ. エコドライブに係る管理責任者の設置、マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む。）及びエコドライブの推進体制を整備していること。
 - ウ. エコドライブに係る教育・研修等を実施していること。
 - エ. 運行記録を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し、エネルギーの使用の管理を行っていること。
- 7 判断の基準④エの「車両の点検・整備」とは、日常点検、定期点検の実施等道路運送車両法等において規定されている事項を遵守するほか、車両のエネルギー効率を維持する等環境の保全を目的に、別表に示した点検・整備項目に係る自主的な管理基準を定め、実施していることをいう。
- 8 配慮事項①の「引越輸送の方法の適切な提案」は、発注者に対し、具体的な提案が可能となる契約方式の場合に適用する。
- 9 「再生材料」とは、使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 10 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 11 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 12 配慮事項④イの「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「11 自動車」を対象とする。
- 13 配慮事項④ウの「輸送効率の向上のための措置」とは、次の事項に配慮することをいう。
 - ア. エネルギーの使用に関して効率的な輸送経路を事前に選択し、運転者に周知していること。
 - イ. 渋滞情報等を把握することにより、適切な輸送経路を選択できる仕組みを有していること。
 - ウ. 輸送量、地域の特性に応じた適正車種の選択をしていること。
- 14 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 引越に伴い発生する廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を第三者に依頼する場合には、一般廃棄物については市町村又は一般廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第1項及び第2条の3第1項に該当する者を含む。）に、産業廃棄物については産業廃棄物処理業者（同施行規則第9条第1項及び第10条の3第1項に該当する者を含む。）にそれぞれ収集若しくは運搬又は処分を委託する必要がある。なお、一般廃棄物の収集又は運搬については委任状を交付した上で引越事業者に依頼することも可能である。
 - イ. 引越輸送業務と併せて廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託する場合には、委託基準に従う必要があり、産業廃棄物については、収集又は運搬を委託する産業廃棄物収集運搬業者及び処分を委託する産業廃棄物処分業者とあらかじめ契約し、運搬先である産業廃棄物処理施設の所在地及び処分方法を確認するとともに、最終処分される場合

には最終処分場の所在地の確認が必要である。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。

- ウ. 廃棄物の引渡しにおいて、産業廃棄物については、引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、運搬及び処分の終了後に処理業者からその旨を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの送付を受け、委託内容どおりに運搬、処分されたことを確認する必要がある。また一般廃棄物についても、産業廃棄物に準じた確認を行うことが望ましい。

別 表

車両のエネルギー効率の維持等環境の保全に係る点検・整備項目

【点検・整備の推進体制】	
	<input type="checkbox"/> 点検・整備は、明示された実施計画に基づき、その結果を把握し、記録として残していること。
	<input type="checkbox"/> 点検・整備結果に基づき、点検・整備体制や取組内容について見直しを行う仕組みを有すること。
【車両の適切な点検・整備】	
	<input checked="" type="checkbox"/> 点検・整備を整備事業者に依頼するに当たっては、車両の状態を日常から把握し、その状況について伝えていること。
	<input checked="" type="checkbox"/> 目視により黒煙が増加してきたと判断された場合には、点検・整備を実施していること。
	<input checked="" type="checkbox"/> フロン類の大気中への放出を抑制するため、カーエアコンの効き具合等により、エアコンガスが減っている（漏れている）と判断された場合には、カーエアコンの点検・整備を実施していること。
【自主的な管理基準による点検・整備】	
	（エア・クリーナ・エレメント関連）
	<input checked="" type="checkbox"/> エア・クリーナ・エレメントの清掃・交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（エンジンオイル関連）
	<input checked="" type="checkbox"/> エンジンオイルの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	<input checked="" type="checkbox"/> エンジンオイルフィルタの交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（燃料装置関連）
	<input type="checkbox"/> 燃料装置のオーバーホールや交換に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
	（排出ガス減少装置関連）
	<input checked="" type="checkbox"/> 排出ガス減少装置（DPF、酸化触媒）の点検に当たっては、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

(その他)
<input checked="" type="checkbox"/> タイヤの空気圧の点検・調整は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、空気圧の測定に基づき実施していること。
<input type="checkbox"/> トランスミッションオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/> トランスミッションオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/> デファレンシャルオイルの漏れの点検は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。
<input type="checkbox"/> デファレンシャルオイルの交換は、メーカーのメンテナンスノート等を参考に、走行距離又は使用期間による自主的な管理基準を設定し、実施していること。

注：「」は車両の点検・整備に当たって必ず実施すべき項目

「」は車両の点検・整備に当たって実施するよう努めるべき項目

印刷機能等提供 業務	<p>【判断の基準】</p> <p>①印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと。</p> <p>ア. コピー機、複合機又は拡張性のあるデジタルコピー機にあつては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>イ. プリンタ又はプリンタ複合機にあつては、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>ウ. ファクシミリにあつては、ファクシミリに係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>エ. スキャナにあつては、スキャナに係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>オ. デジタル印刷機にあつては、デジタル印刷機に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>カ. 契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。また、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>②カートリッジ等を供給する場合は、カートリッジ等に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>③用紙を供給する場合であつて、特定調達品目に該当する用紙は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。</p> <p>④印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を行うこと。</p> <p>ア. コピー機能又はプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策。</p> <p>イ. 環境負荷低減に向けた適切な印刷機能等提供業務に係る機器の製</p>
---------------	--

	<p>品仕様及び設置台数。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たっては、可能な限り再生型機又は部品リユース型機を利用すること。</p> <p>②使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。</p> <p>③印刷機能等提供業務に係る機器の導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材については、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--	--

- 備考) 1 「印刷機能等提供業務に係る機器」とは、本基本方針「5. 画像機器等」に示すコピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ及びスキャナ並びに「7. オフィス機器等」に示すデジタル印刷機の対象になるものをいう。
- 2 「カートリッジ等」とは、本基本方針「5-6 カートリッジ等」の対象であるトナーカートリッジ及びインクカートリッジをいう。
- 3 印刷機能等提供業務に係る機器の「導入」とは、受注者が印刷機能等提供業務に係る機器の全部又は一部を導入することをいい、受注者が当該機器以外の物品を同時に導入する場合も含む。
- 4 本項の判断の基準の対象とする「印刷機能等提供業務」とは、印刷機能等提供業務に係る機器による印刷・出力に係る機能の提供及び関連する業務であって、以下のいずれかの業務をいう。
- ア. 印刷機能等提供業務に係る機器の導入、導入した当該機器の保守業務及び導入した当該機器で使用する消耗品の供給業務
- イ. 印刷機能等提供業務に係る機器の導入及び導入した当該機器の保守業務
- ウ. 印刷機能等提供業務に係る機器の保守業務及び当該機器で使用する消耗品の供給業務
- 5 判断の基準①カは、資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種の機器に適用する。
- 6 判断の基準④ア及びイの提案については、発注者及び受注者双方協議の上、提案可能である場合は、業務の履行期間内の適切な時期又は定期的実施すること。
- 7 判断の基準④アの「紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策」には、両面印刷（自動両面機能の要件が適用されない機器の場合に限る。）、縮小印刷、集約印刷の促進、機器パネルによる環境負荷情報（印刷枚数、カラー印刷率、両面利用率、集約利用率、用紙削減率等）の可視化、用紙の再利用機能、ソフトウェアによるトナー又はインクの節約、ユーザ認証による管理の実施等を含む。
- 8 判断の基準④イについては、環境負荷低減効果（消費電力量の削減、温室効果ガス排出量の削減、消耗品の使用量の削減等）、費用対効果及び調達事務の効率化等を勘案し、定量的な提案が可能な場合に実施する。
- 9 配慮事項②は、受注者がカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を供給した場合に適用する。
- 10 調達を行う各機関は、ユーザ認証による管理の実施等、用紙の使用量の抑制等の環境負荷低減に係る対策の検討に努めること。

